

(1) 事業計画等の提出

法第11条(第1項)

特定地域づくり事業協同組合は、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、特定地域づくり事業に関し事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

規則第8条

法第11条第1項の事業計画及び収支予算の提出期限は、毎事業年度における事業年度の開始の日の前日とする。ただし、法第三条第一項の規定による認定を受けた日の属する事業年度においては、この限りでない。

2 特定地域づくり事業協同組合は、事業計画又は収支予算を変更したときは、遅滞なく、変更した事項及びその理由を記載した書面並びに当該変更後の事業計画又は収支予算を都道府県知事に提出するものとする。

特定地域づくり事業協同組合は、事業計画（様式第2号、様式第2号－2）及び収支予算（様式第3号）を、毎事業年度の開始の日の前日までに都道府県知事に提出しなければなりません。

特定地域づくり事業協同組合は、事業計画又は収支予算を変更した場合、遅滞なく、①変更した事項、②その理由を記載した書面、③当該変更後の事業計画又は収支予算を都道府県知事に提出しなければなりません。

特定地域づくり事業推進交付金の申請をする場合は、交付金の申請手続のスケジュールに則って、別途、同様の事業計画及び収支予算を市町村等に提出することとなるので留意が必要です。

なお、国会において、以下の決議及び附帯決議がなされています。都道府県知事は、国会の決議及び附帯決議の趣旨を踏まえ、特定地域づくり事業協同組合が雇用する職員の雇用の継続、従事する業務の内容、労働条件等に重大な影響を及ぼす程度に事業内容を変更しようとする場合、新たな事業計画を受理する際には、特定地域づくり事業協同組合がその職員に対し事前に十分な説明を行うべきことを指導する必要があります。

（参考）「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件（令和7年3月18日衆議院総務委員会）」、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案に対する附帯決議（令和7年3月31日参議院総務委員会）」

「特定地域づくり事業協同組合が雇用する職員の雇用の継続、従事する業務の内容、労働条件等に重大な影響を及ぼす程度に事業内容を変更しようとする場合には、職員に対し、事前に十分な説明を行い、理解と同意を得るよう指導すること。この場合において、都道府県知事は、新たな事業計画を受理する際には、特定地域づくり事業協同組合がその職員に対し事前に十分な説明を行うべきことを指導すること。」

（２）事業報告書等の提出

法第 11 条（第 2 項）

２ 特定地域づくり事業協同組合は、総務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、特定地域づくり事業に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

規則第 9 条

法第 11 条第 2 項の事業報告書及び収支決算書の提出期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限とする。

- 一 事業報告書 毎事業年度における事業年度の終了の日の属する月の翌月以後の最初の 6 月 30 日
- 二 収支決算書 毎事業年度経過後 3 月が経過する日

２ 前項の収支決算書については、貸借対照表及び損益計算書をもって代えることができる。

特定地域づくり事業協同組合は、毎事業年度の終了の日の属する月の翌月以後の最初の 6 月 30 日までに、事業報告書（様式第 5 号）を都道府県知事へ提出しなければなりません。

また、特定地域づくり事業協同組合は、毎事業年度経過後 3 月が経過する日までに、収支決算書（様式第 6 号）を都道府県知事へ提出しなければなりません。この収支決算書については、当該事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の提出をもって代えることができます。

特定地域づくり事業推進交付金の交付を受けている場合は、交付金の実績確認のスケジュールに則って、別途、同様の事業報告書及び収支決算書を市町村等に提出することとなるので留意が必要です。

(3) 報告徴収及び立入検査

法第12条

都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、特定地域づくり事業協同組合に対し必要な報告を求め、又はその職員に、特定地域づくり事業協同組合の事務所その他の事業所に立ち入らせ、特定地域づくり事業の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

都道府県知事は、法の施行に必要な限度において、特定地域づくり事業協同組合に対し必要な報告を求め、職員に事務所その他の事業所に立ち入らせ、特定地域づくり事業の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させることができます。

この場合の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたのではなく、あくまで法の執行のために認められたものとなります。立入検査をする場合、立入検査をする職員は、身分証明書を携帯し、提示する必要があります。

(4) 適合命令及び改善命令

法第13条

都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合が、第3条第3項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、措置を講ずべき期限を示して、当該基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項に定めるもののほか、特定地域づくり事業協同組合又はその役員若しくは職員がその業務の遂行に関しこの法律の規定に違反したと認めるときその他特定地域づくり事業協同組合の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、人的体制の改善、違反の停止その他の業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合が、認定基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、措置を講ずべき期限を示して、当該基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

また、都道府県知事は、組合又はその役員若しくは職員が、法の規定に違反した場合など特定地域づくり事業協同組合の業務の適正な運営を確保するために必要があると認める場合は、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、人的体制の改善、違反の停止など業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができます。

なお、国会において、以下の決議及び附帯決議がなされています。この点について、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成11年厚生労働省告示第137号（最終改正 令和4年厚生労働省告示第92号））において、「派遣元事業主は、無期雇用派遣労働者（略）の雇用の安定に留意し、労働者派遣が終了した場合において、当該労働者派遣の終了のみを理由として当該労働者派遣に係る無期雇用派遣労働者を解雇してはならないこと」とされていることに留意する必要があります。

都道府県知事は、国会の決議及び附帯決議の趣旨を踏まえ、特定地域づくり事業協同組合において、不適切な行為が認められた場合には、業務改善命令等の措置を講ずる必要があります。

なお、事案の内容に応じて、労働者派遣法やその下位法令、通知にも抵触することが考えられますので、都道府県労働局との情報共有や連携の必要性にも留意して対応することが必要です。

（参考）「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する件（令和7年3月18日衆議院総務委員会）」、「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案に対する附帯決議（令和7年3月31日参議院総務委員会）」

「特定地域づくり事業協同組合において、新たな就業機会を提供できないことのみを理由としてその職員を解雇した場合、その職員の就業条件に十分に配慮していない場合など、不適切な行為が認められた場合には、業務改善命令その他所要の措置を講ずること。」

（５）事業停止命令

法第14条

都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合が第9条第2項各号のいずれかに該当するときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、期間を定めて、その行う特定地域づくり事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

法第9条（第2項）

2 都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の認定を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により第3条第1項の認定、第5条第1項の変更の認定又は第6条第2項の有効期間の更新を受けたとき。
- 二 第3条第3項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。
- 三 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 四 第5条第1項の規定により変更の認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。
- 五 第7条第1項の条件に違反したとき。
- 六 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合が、認定の取消事由のいずれかに該当するときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、期間を定めて、特定地域づくり事業の全部又は一部の停止を命ずることができます。なお、事業停止命令をした場合、その旨を公示する必要があります。

(6) 認定の取消し

法第9条（第2項、第3項）

- 2 都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の認定を取り消すことができる。
- 一 偽りその他不正の手段により第3条第1項の認定、第5条第1項の変更の認定又は第6条第2項の有効期間の更新を受けたとき。
 - 二 第3条第3項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったとき。
 - 三 第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - 四 第5条第1項の規定により変更の認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。
 - 五 第7条第1項の条件に違反したとき。
 - 六 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- 3 都道府県知事は、第1項の規定により第3条第1項の認定がその効力を失い、又は前項の規定により同条第1項の認定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を、厚生労働大臣に通知するとともに、公示しなければならない。

都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合が次のいずれかの認定の取消事由に該当するときは、特定地域づくり事業協同組合の認定を取り消すことができます。

- イ 偽りその他不正の手段により認定、変更の認定又は有効期間の更新を受けたとき
- ロ 認定基準のいずれかに該当しなくなったとき
- ハ 欠格条項のいずれかに該当するに至ったとき
- ニ 変更の認定を受けなければならない事項について、認定を受けないで変更したとき
- ホ 認定の条件に違反したとき
- ヘ 法若しくは法に基づく命令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき

都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合の認定を取り消した場合は、遅滞なくその旨を厚生労働大臣へ通知するとともに公示しなければなりません。

(7) 罰則

法第25条

次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 偽りその他不正の手段により第3条第1項の認定、第5条第1項の変更の認定又は第6条第2項の有効期間の更新を受けた者
- 二 第5条第1項の規定に違反して第3条第2項第4号から第6号までに掲げる事項を変更した者

法第26条

第13条第1項若しくは第2項又は第14条第1項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

法第27条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

法第28条

次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の過料に処する。

- 一 第5条第5項又は第8条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第12条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

法の適正な執行を図るため、次の罰則規定が設けられています。

- イ 偽りその他不正の手段により認定、変更の認定又は有効期間の更新を受けた者には、6か月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- ロ 変更の認定を受けなければならない事項について、認定を受けないで変更した者には、6か月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
- ハ 適合命令、改善命令又は業務停止命令に違反した者には、50万円以下の罰金
- ニ 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、イ、ロ又はハの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対してイ、ロ又はハの罰金

ホ 組合の変更又は廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をした者には、20 万円以下の過料

ヘ 都道府県知事の報告徴収・立入検査において、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者には、20 万円以下の過料

Ⅳ 様式例

- ① 申請書（様式1号）
 - ①－1 申請書（様式1号）記入例
- ② 事業計画（様式第2号）
 - ②－1 事業計画（様式第2号）記入例
- ③ 収支予算（様式第3号）
 - ③－1 収支予算（様式第3号）記入例
- ④ 市町村の長の意見書（様式第4号）
 - ④－1 市町村の長の意見書（様式第4号）記入例
- ⑤ 事業報告書（様式第5号）
 - ⑤－1 事業報告書（様式第5号）記入例
- ⑥ 収支決算書（様式第6号）
- ⑦ 変更届出書（様式第7号）
- ⑧ 廃止届出書（様式第8号）
- ⑨ 履歴書例
- ⑩ 特定地域づくり事業協同組合認定証の例
- ⑪ 個人情報適正管理規程の例
- ⑫ 派遣労働者のキャリア形成を念頭においた派遣先の提供のための事務手引、マニュアルのモデル例
- ⑬ 派遣労働者のキャリアの形成の支援に関する規程（就業規則に掲載する文例。）
- ⑭ 派遣労働者の解雇に関する規程（就業規則に掲載する文例。）
- ⑮ 派遣労働者に対する休業手当に関する規程（就業規則に掲載する文例。）

※ 認 定 番 号	
※ 認 定 年 月 日 認定有効期間更新	年 月 日

特定地域づくり事業協同組合 認定変更の認定申請書
認定有効期間更新

年 月 日

都 道 府 県 知 事 殿

申 請 者

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律

第3条第2項

第5条第2項 の規定により、下記のとおり

第6条第2項

認 定
変 更 の 認 定 を申請します。
認 定 有 効 期 間 更 新

申請者（役員を含む。）については、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（以下「法」という。）第4条各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、法第18条第2項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者については、同法第6条第1号、第2号及び第4号から第9号まで（法第18条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）のいずれにも該当しないこと、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第29条の2第1号に規定する基準に適合すること並びに派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

記

(ふりがな)			
1 名称			
2 住所		〒 () () -	
全労働者数			
4 役員の氏名、役名及び住所			
(ふりがな) 氏 名		役 名	住 所
代 表 者			
5 地区			
6 事業			
7 職員を組合の地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲			

B 労働者派遣事業を行う事務所に係る事項					
(ふりがな)		② 事務所の所在地			
① 事務所の名称		〒()			
		() -			
③ 特定製造業務への労働者派遣の実施の有無		有 無			
④ 派 元責任者の氏名、職名、住所等					
(ふりがな)		職 名	住 所	製造業務専門派遣元責任者	キャリアコンサルティングの担当者
氏 名					
⑤ キャリアコンサルティングの担当者の氏名及び職名(④の者と同じ者の場合は記載を要しない)		⑥ 派 元責任者の職務代行者の氏名及び職名		⑦ 備考	
(ふりがな)		(ふりがな)			
氏 名		職 名	氏 名	職 名	
(ふりがな)		② 事務所の所在地			
① 事務所の名称		〒()			
		() -			
③ 特定製造業務への労働者派遣の実施の有無		有 無			
④ 派 元責任者の氏名、職名、住所等					
(ふりがな)		職 名	住 所	製造業務専門派遣元責任者	キャリアコンサルティングの担当者
氏 名					
⑤ キャリアコンサルティングの担当者の氏名及び職名(④の者と同じ者の場合は記載を要しない)		⑥ 派 元責任者の職務代行者の氏名及び職名		⑦ 備考	
(ふりがな)		(ふりがな)			
氏 名		職 名	氏 名	職 名	
9 認定年月日		年	月	日	
10 事業開始予定年月日		年	月	日	
11 変更の内容					
変更に係る事項	変更後		変更前		
① 地区					
② 事業					
③ 職員を組合の地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲					
12 その他					

様式第1号（第3面）

記載要領

- 1 認定を申請するときは、表題中及び第1面上方の「変更の認定」及び「認定有効期間更新」の文字並びに第1面上方の「第5条第2項」及び「第6条第2項」の文字を抹消すること。この場合には、9欄、11欄には記載しないこと。
- 2 変更の認定を申請するときは、表題中及び第1面上方の「認定」及び「認定有効期間申請」の文字並びに第1面上方の「第3条第2項」及び「第6条第2項」の文字を抹消すること。5欄から7欄のうち、内容に変更がある項目には記載しないこと。また、10欄には記載しないこと。なお、11欄には、変更に係る事項のみ記載すること。
- 3 認定の有効期間の更新を申請するときは、表題中及び第1面上方の「認定」及び「変更の認定」の文字並びに第1面上方の「第3条第2項」及び「第5条第2項」の文字を抹消すること。なお、10欄及び11欄には記載しないこと。
- 4 第1面上方の申請者欄には、事業協同組合の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 5 3欄は、申請する日の属する月の前月の末日に雇用している全労働者数を記載すること。
- 6 8欄は、申請者が労働者派遣事業を行おうとする事務所を全て記載すること。所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。
- 7 8欄の③は、該当する文字を○で囲むこと。
なお、「有」の場合には、8欄の④に該当する派遣元責任者の「製造業務専門派遣元責任者」欄に○印を記載すること。
- 8 派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について、派遣労働者が利用する相談窓口において派遣元責任者が対応する場合は、8欄の④の「キャリアコンサルティングの担当者」欄に○印を記載すること。
- 9 派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について、派遣労働者が利用する相談窓口において8欄の④の派遣元責任者以外の者が対応する場合は、8欄の⑤に当該者の氏名及び職名を記載すること。
- 10 12欄には、認定の申請、変更の認定の申請又は認定の有効期間の更新の申請に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。
- 11 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

記入例

※ 認 定 番 号	
※ 認 定 年 月 日	年 月 日
※ 認定有効期間更新	

特定地域づくり事業協同組合
~~認定変更の認定申請書~~
 認定有効期間更新

2年 6月 4日

都 道 府 県 知 事 殿

申請者 ○×事業協同組合
 代表理事 ×× ××

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律
 第3条第2項
~~第5条第2項~~の規定により、下記のとおり
~~第6条第2項~~
 認定変更の認定を申請します。
 認定有効期間更新

申請者（役員を含む。）については、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（以下「法」という。）第4条各号のいずれにも該当しないことを誓約します。
 また、法第18条第2項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者については、同法第6条第1号、第2号及び第4号から第9号まで（法第18条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）のいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第29条の2第1号に規定する基準に適合すること並びに派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

記

(ふりがな)		まるばつじぎょうきょうどうくみあい	
1 名称		○×事業協同組合	
2 住 所		〒(×××-××××) △△県□□町×番○ (×××) ×××-××××	
3 全労働者数	1		
4 役員の氏名、役名及び住所			
(ふりがな)		役 名	住 所
代 表 者	氏 名		
	×× ××	代表理事	△△県□□町○番△号
	×× ××		
	〇〇 〇〇	理事	△△県□□町×番×号
	〇〇 〇〇		
	□□ □□	理事	△△県□□町○番×号
	□□ □□		
5 地区		△△県□□町	
6 事業		組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業	
7 事業に従事させようとする場合における地域の範囲			

8 労働者派遣事業を行う事務所に係る事項					
(ふりがな)		② 事務所の所在地			
① 事務所の名称		〒(×××-××××)			
まるばつじぎょうきょうどうくみあい		△△県□□町×番○			
○×事業協同組合		× (×××) ×××-×××			
③ 特定製造業務への労働者派遣の実施の有無		有 ③			
④ 派 元責任者の氏名、職名、住所等					
(ふりがな)		職 名	住 所	製造業務専門派遣元責任者	キャリアコンサルティングの担当者
氏 名					
△△ △△		事務局長	△△県□□町△番△号		○
△△ △△					
⑤ キャリアコンサルティングの担当者の氏名及び職名(④の者と同じ者の場合は記載を要しない)		⑥ 派 元責任者の職務代行者の氏名及び職名		⑦ 備考	
(ふりがな)		(ふりがな)			
氏 名		職 名	氏 名	職 名	
			〇〇 〇〇		
			〇〇 〇〇	理事	
② 事務所の所在地					
① 事務所の名称		〒()			
		() -			
③ 特定製造業務への労働者派遣の実施の有無		有 無			
④ 派 元責任者の氏名、職名、住所等					
(ふりがな)		職 名	住 所	製造業務専門派遣元責任者	キャリアコンサルティングの担当者
氏 名					
⑤ キャリアコンサルティングの担当者の氏名及び職名(④の者と同じ者の場合は記載を要しない)		⑥ 派 元責任者の職務代行者の氏名及び職名		⑦ 備考	
(ふりがな)		(ふりがな)			
氏 名		職 名	氏 名	職 名	
9 認定年月日		年 月 日			
10 事業開始予定年月日		2年 7月 1日			
11 変更の内容					
変更に係る事項	変更後		変更前		
① 地区					
② 事業					
③ 職員を組合の地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲					
12 その他					
担当者：○×事業協同組合 事務局長 △△ △△ 連絡先：(×××) ×××-××××					

事業計画

Ⅰ 計画事務所の概要

〔ふりがな〕	
1 事務所の名称	
2 計画対象期間	～

3 資産等の状況

区 分	価 額 (円)	摘 要
現金・預金		
土地・建物		
その他		
資産額 (計)		
負債額 (計)		

4 労働保険等の加入状況

① 労働保険等の加入状況	雇用保険	1 有	2 無	未加入の場合の誓約 (自署によること)
	健康保険	1 有	2 無	
	厚生年金保険	1 有	2 無	
② 労働保険番号				
③ 雇用保険適用事務所番号				
ア 当該事務所の派遣労働者数 (人)				
イ うち雇用保険の未加入派遣労働者数 (人)				
④ 事務所整理記号				
⑤ 事務所番号				
ア 当該事務所の派遣労働者数 (人)				
イ うち健康保険の未加入派遣労働者数 (人)				
ウ うち厚生年金保険の未加入派遣労働者数 (人)				

5 事務所の面積 (㎡)	
--------------	--

6 特定地域づくり事業のうち労働者派遣事業以外の事業

--

組合員以外の者（関係市町村等を含む。）に組合員の利用分量の総額の20/100を超えて50/100以内で労働者派遣事業を利用させる場合（法第19条の2に基づく員外利用規制の緩和を利用する場合）における関係市町村等の名称及び業務の内容、並びに組合員以外の者による利用の程度

--

Ⅱ 労働者派遣計画

1 派遣労働者数等雇用見込み

	計	うち稼働率が0.8未満となる見込みの人数	うち一の派遣先における労働時間の割合の最大値が0.8を超える見込みの人数
派遣労働者として雇用することが見込まれる人数			

2 指揮命令の系統

--

3 派遣労働者の確保の見込み等

--

4 労働者派遣に関する事務所の平均的な料金・賃金及び派遣業務別の料金・賃金の額

		①平均的な1人1日（8時間）当たりの派遣料金	②平均的な1人1日（8時間）当たりの賃金
全派遣業務平均			
職業分類番号	派遣業務内容	—	—

5 予定している派遣先

氏名又は名称	所在地	主な事業内容、業務の内容及び派遣予定時期

他 社

6 労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

	教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号		教育の方法の別 1 座学 ・ 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 教育機関・4 その他	1人当たりの平均実施時間
	教育の内容				
①					
②					
③					
④					
⑤					

7 その他の教育訓練（6及び様式第2号-2に係るものを除く）

	訓練の内容	訓練の方法の別 1 OJT ・ 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 訓練機関・4 その他	訓練費負担の別 1 無償（実費負担なし）・2 無償（実費負担あり）・3 有償	賃金支給の別 1 有給（無給部分なし）・2 有給（無給部分あり）・3 無給	1人当たりの平均実施時間
①						
②						
③						

8 6及び7の教育訓練に用いる施設、設備等の概要、教育の実施責任者の役職・氏名

--

様式第2号（第3面）

記載要領

I 計画事務所の概要

- 1 2 欄には、事務所で事業開始を予定する日又は認定の有効期間の更新を予定する日及び認定の有効期間の末日を記載すること。
- 2 3 欄には、組合全体の直近の決算時における資産等の状況について記載すること。設立後最初の決算期を終えていない組合においては、設立時の資産等の状況について記載すること。
- 3 4 欄の①は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の有無について該当する数字を○で囲むこと。
また、加入対象となる派遣労働者の不存在による未加入の場合には、加入対象となる派遣労働者の雇用等により加入義務が生じた際に必ず加入する旨、所定欄に誓約すること。その際には自署にて記載すること。
- 4 4 欄の③のアには、申請日の属する月の前月末日に雇用している全労働者のうち派遣労働者、イには、アのうち法定の適用除外事由に該当する者も含めた雇用保険未加入の派遣労働者の実人数を記載すること。
- 5 4 欄の⑤のアには、申請日の属する月の前月末日に雇用している全労働者のうち派遣労働者の実人数を記載すること。イには、アのうち法定の適用除外事由に該当する者も含めた健康保険未加入の派遣労働者の実人数を、ウには、アのうち法定の適用除外事由に該当する者も含めた厚生年金保険未加入の派遣労働者の実人数を記載すること。
- 6 6 欄には、特定地域づくり事業のうち無期雇用派遣労働者に係る労働者派遣事業以外の事業を実施する場合の当該事業の内容を記載すること。
- 7 7 欄には、組合員以外の者（関係市町村等含む。）に組合員の利用分量の総額の20/100を超えて50/100以内で労働者派遣事業を利用させる場合（法第19条の2に基づく員外利用規制の緩和を利用する場合）における関係市町村等の名称及び業務の内容、並びに組合員以外の者による利用の程度において、利用させる予定の関係市町村等の名称及び関係市町村等で従事する業務の内容、並びに組合員以外の者全体での利用の程度（組合員による利用に対する割合）を記載すること。※なお、関係市町村等を除く組合員以外の者の利用分量は、組合員の利用分量の総額の20/100を超えることはできない点に留意してください。
- 8 特定地域づくり事業協同組合の毎年度の事業計画の提出に当たっては、3 欄から 6 欄については直近の状況を記載すること。

II 労働者派遣計画

- 1 1 欄については、計画対象期間において、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第18条第1項の届出書を提出して行っている、又は行おうとする労働者派遣事業に係る派遣労働者として雇用することが見込まれる人数を記載し、その内数である稼働率が0.8未満となる見込みの人数及び一の派遣先における労働時間の割合の最大値が0.8を超える見込みの人数を記載すること。
この場合において、「稼働率」の計算方法は以下のとおりとする。
（当該派遣職員の派遣先における年間総労働時間の見込み－当該派遣職員の派遣先における年間総残業時間の見込み）／（（当該派遣職員の派遣先における年間総労働時間の見込み－当該派遣職員の派遣先における年間総残業時間の見込み）＋当該派遣職員の年間総休業時間の見込み）
この場合において、「一の派遣先における労働時間の割合の最大値」の計算方法は以下のとおりとする。
（当該派遣職員の一の派遣先における年間総労働時間の見込みから年間総残業時間の見込みを減じた数のうち最も大きい数）／（当該派遣職員が1年を通じて就業した場合の就業規則等で定める年間の所定労働時間）
- 2 2 欄は、労働者派遣事業関係業務に従事する者の指揮命令の系統及び派遣元責任者（派遣元責任者の職務代行者を含む。）の地位を記載すること。
- 3 3 欄には、派遣労働者として雇用することが予定される者のうち、当該組合の地区外から移住を行った、又は行うことが予定されている者の人数や、既に組合の地区内に居住している者の人数、今後募集を予定している者の人数などについて具体的に記載すること。
- 4 4 欄には、計画対象期間において派遣労働者を従事せようとする業務の平均及び主な業務別の派遣料金、賃金額を記載すること。業務別の状況については、派遣労働者が従事する業務に該当する日本標準職業分類の分類番号（中分類とすること。）及び具体的な業務内容を記載すること。
- 5 4 欄の①及び②は、計画対象期間における労働者派遣に関する平均的な1人1日（8時間として算定すること。）当たりの労働者派遣に関する料金の額、平均的な1人1日当たりの派遣労働者の賃金の額をそれぞれ記載すること。

様式第2号（第4面）

- 6 5欄には、予定派遣先について具体的に記載すること。10社を超える場合、欄の下部に当該数を記載すること。
- 7 6欄には「労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育」について、7欄には一般教養的な訓練等の「その他の教育訓練」（6欄及びキャリアアップ措置に係るものを除く）について、それぞれ主な教育訓練計画を記載すること。
- 8 6欄及び7欄については教育訓練コース単位で記載すること。6欄については5コースを、7欄については3コースを本欄に記載すること。
- 9 6欄について、実施内容が労働安全衛生法第59条第1項の規定に該当する場合は、その内容に合致する労働安全衛生規則第35条第1項各号のうち該当号数に応じた1～8までの数字を、労働安全衛生法第59条第2項の規定に該当する場合は9を、同条第3項に該当する場合は10を、その教育の主な内容に応じて最大2つまで記載すること。
- 10 6欄の「教育の内容」及び7欄の「訓練の内容」については、「4S（整理・整頓・清掃・清潔）運動」、「KY（危険予知）活動」、「ヒヤリハット事例の報告」等具体的に記載すること。
- 11 7欄の訓練の方法のうち、「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練をいうこと。
- 12 労働安全衛生法第59条に基づく安全衛生教育については、事業主の義務として業務時間中に行うものであることから、「無償」かつ「有給」で行うべきものであることに留意すること。
- 13 7欄の「訓練費負担の別」について、「1 無償（実費負担なし）」はテキスト代等を含め訓練の全てを無償で実施すること、「2 無償（実費負担あり）」はテキスト代等の実費負担があるものの原則として無償で実施すること、「3 有償」はこれら以外をいうこと。
- 14 7欄の「賃金支給の別」について、「1 有給（無給部分なし）」は全ての訓練を受けることに対して給与を支払うこと、「2 有給（無給部分あり）」は自主的に実施する訓練については無給とする場合があるものの原則として訓練を受けることに対して給与を支払うこと、「3 無給」は訓練を受けることに対して給与を支払わないことをいうこと。
- 15 6欄及び7欄の「1人当たりの平均実施時間」については、対象労働者に対して実施予定の平均的な教育訓練時間を記載すること。
- 16 8欄の「教育の実施責任者」は、安全衛生教育の実施に関し責任を有する者の地位及び氏名を記載すること。
- 17 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。
- 18 特定地域づくり事業協同組合の毎年度の事業計画の提出に当たっては、1欄から8欄については当該事業年度の計画を記載すること。

キャリア形成支援制度に関する計画書

1 キャリアコンサルティングの担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者の兼任状況	キャリアコンサルティングに関する具体的な職務経験又はその有する知見 (具体的に記載すること)
計					
キャリアコンサルタント					
上記以外の担当者					
営業職					
その他					

2 キャリアコンサルティング窓口

窓口の開設方法	キャリアコンサルティングを行う場所	備考
1 事務所内に設置・2 電話での相談窓口の設置・3 e-mailでの専用窓口の設置・4 専用WEBサイトの設置・5 その他	1 社内(本社、支社等を含む)の特定の場所・2 社内の不特定の場所・3 派遣先の特定の場所・4 派遣先の不特定の場所・5 社外・6 その他	

3 キャリアコンサルティングに関するマニュアル等の有無

1 有	2 無
-----	-----

4 キャリアアップに資する教育訓練

	キャリアアップ措置の種類（1 入職時等基礎的訓練、2 職能別訓練、3 職種転換訓練、4 階層別訓練、5 その他の教育訓練）	対象となる派遣労働者の種類（1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社〇年目（階層別訓練の場合のみ選択のこと）・5 その他）	1人当たり年間平均実施時間				訓練の方法の別 1 OJT ・ 2 OFF-JT	訓練費負担の別 1 無償（実費負担なし） 2 無償（実費負担あり） 3 有償	賃金支給の別 1 有給（無給部分なし） 2 有給（無給部分あり） 3 無給
			具体的な教育訓練	具体的な対象労働者	人数	1年目			
①									
②									
③									
④									
⑤									
⑥									
⑦									
⑧									
1人当たりの平均実施予定時間の合計（「訓練費負担の別」が「1 無償（実費負担なし）」であり、「賃金支給の別」が「1 有給（無給部分なし）」であるもののみ合計可。）									
「キャリアアップに資する教育訓練」実施にあたって支払う賃金額（1人1時間当たり平均）									
備考									

※ 1人当たりの平均実施予定時間が、年間概ね8時間に満たない場合、備考欄にその具体的な理由を記載すること

5 記教育訓練が、キャリアアップに資すると考える理由

派遣労働者への中長期的なキャリア形成を考慮に入れた教育訓練の実施	1 有 2 無	備考
----------------------------------	---------	----

7 記6の実施にあたってどのようなことを考慮しているのかを具体的に記載すること

8 派遣労働者のキャリアアップ措置に係る教育訓練に用いる施設、設備等の概要

※ 様式第2号の8欄と異なる場合のみ記載すること

9 教育訓練等の情報を管理した資料の保存期間が労働契約終了後3年間以上あること	1 有 2 無
---	---------

10 備考

※都道府県記載欄

様式第2号-2 (第2面)

記載要領

- 1 1欄の「キャリアコンサルタント」については、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定する者が行う試験の合格者の実人数を記載すること。それ以外の者であってキャリアコンサルティングに関する知見を有する者（実務に従事していた者や類似した民間資格を有する者等）については、「上記以外の担当者」の「その他」にその実人数を記載すること。
- 2 1欄の派遣元責任者との兼任状況は「キャリアコンサルティングの担当者」の計の内数を記載すること。
- 3 1欄のキャリアコンサルティングに関する具体的な職務経験又はその有する知見に関しては、当該キャリアコンサルティングを担当する者が、どのような知見や職務経験を有しているのかについて、「職業能力開発推進者3年目」、「4年間の人事経験あり」等具体的に記載すること。
なお、キャリアコンサルティングの担当者が複数いる場合については、主な者についてのみ記載すること。
- 4 2欄について、キャリアコンサルティング窓口の「開設方法」、「キャリアコンサルティングを行う場所」に関して該当する番号を全て記載すること。また、「その他」を選択した場合は、その内容を備考欄に記載すること。なお、窓口未開設の場合は、開設予定の窓口に係る情報を記載すること。
- 5 3欄について、1を○で囲んだ場合には、キャリアコンサルティングに係るマニュアル又はマニュアルの概要を参考資料として添付すること。
- 6 4欄には、計画対象期間において実施する予定の主なキャリアアップに資する教育訓練について、訓練コース単位で8コースまでを本欄に記載すること。それ以上のコースがある場合は、別紙に記載すること。
- 7 4欄の「キャリアアップ措置の種別」については、キャリアアップ措置に関する教育訓練の主たる目的に応じて、該当する番号を記載すること。
- 8 4欄の「具体的な教育訓練」については、「係長・課長就任研修」、「〇〇語研修」等実施を計画している訓練が特定できるよう具体的に記載すること。
- 9 4欄の「対象となる派遣労働者の種別」には、該当する番号を記載するとともに、「具体的な対象労働者」欄に「初めて派遣する労働者」、「待機中の者」等、具体的に記載すること。なお、「待機中の者」とは、労働契約は締結している者であって、派遣先が決まっていなかったり派遣先が決まっているが派遣先での就業開始日が到来していない者をいい、労働契約を締結していない者は、キャリアアップに資する教育訓練の対象となる派遣労働者に含まれないことに留意すること。
- 10 4欄の「人数」には、キャリアアップに資する教育訓練を実施する予定の全ての派遣労働者数を記載すること。
- 11 4欄の「1人当たり年間平均実施時間」については、対象となる派遣労働者に対して実施する予定の教育訓練の時間を記載すること。対象となる派遣労働者に対して、ある訓練を1年目、2年目とそれぞれ段階ごとに行う場合は、1つの同じコースの中で、それぞれの年数の欄に記載すること。また、同一の派遣労働者に行う同一の訓練であっても、2年目以降は1年目とは異なるコースに位置づける訓練等の場合は、2つ以上の異なるコースとして、それぞれの年数に応じた欄に記載すること。
なお、4年目以降に具体的にどのような教育訓練を実施するかについては、事業主の任意であり、キャリア形成支援制度があることを明示するため、「4年目以降」欄に「有」と記載しても差し支えないこと。
- 12 4欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練をいうこと。キャリアアップに資する教育訓練としてOJTを実施するに当たっては、派遣先と事前に調整等を行った上で計画的なOJTを実施しなければならないことに留意すること。
- 13 4欄の「訓練費負担の別」において、「1 無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め訓練の全てを無償で実施することを、「2 無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「3 有償」とは、これ以外をいうこと。
- 14 4欄の「賃金支給の別」において、「1 有給（無給部分なし）」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「2 有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「3 無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。
- 15 4欄のキャリアアップに資する教育訓練については、「訓練費負担の別」が「1 無償（実費負担なし）」であって、「賃金支給の別」が「1 有給（無給部分なし）」であることが派遣元事業主に求められていることに留意すること。派遣労働者の訓練については、4欄の「1人当たり年間平均実施時間」が、年間概ね8時間以上であることが求められることに留意すること。
- 16 4欄の「「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払う賃金額（1人1時間当たり平均）」欄については、キャリアアップに資する教育訓練時における賃金の平均額を記載すること。
- 17 5欄には、実施する教育訓練がキャリアアップに資すると考える理由について具体的に記載すること。
- 18 4欄に記載した教育訓練に、「派遣労働者への中長期的なキャリア形成を考慮に入れた訓練」がある場合、6欄の1を○で囲むこと。
- 19 7欄には、派遣労働者への中長期的なキャリア形成を考慮に入れた訓練について、どのようなことを考慮しているのか具体的に記載すること。
- 20 9欄には、教育訓練等の情報を管理した資料を、各派遣労働者の労働契約が終了した後3年以上保存する場合には1を○で囲むこと。
- 21 都道府県記載欄には何も記載しないこと。
- 22 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。
- 23 特定地域づくり事業協同組合の毎年度の事業計画の提出に当たっては、1欄から10欄については当該事業年度の計画を記載すること。

記入例
事業計画

I 計画事務所の概要

(ふりがな)	まるはつじぎょうきょうどうくみあい	
1 事務所の名称	〇×事業協同組合	
2 計画対象期間	令和2年7月1日	～ 令和12年6月30日

3 資産等の状況

区 分	価 額 (円)	摘 要
現金・預金	××××	
土地・建物	××××	
その他	××××	
資産額(計)	××××	
負債額(計)	××××	

4 労働保険等の加入状況

			未加入の場合の誓約 (自署によること)	
① 労働保険等の加入状況	雇用保険	☒ 有 2 無		
	健康保険	☒ 有 2 無		
	厚生年金保険	☒ 有 2 無		
② 労働保険番号	×××××-×××××××-×××			
③ 雇用保険適用事務所番号	××××-×××××××-××××			
ア 当該事務所の派遣労働者数 (人)		0		
イ うち雇用保険の未加入派遣労働者数 (人)		0		
④ 事務所整理記号	××××××××			
⑤ 事務所番号	××			
ア 当該事務所の派遣労働者数 (人)		0		
イ うち健康保険の未加入派遣労働者数 (人)		0		
ウ うち厚生年金保険の未加入派遣労働者数 (人)		0		

5 事務所の面積(㎡)	20.00㎡
-------------	--------

6 特定地域づくり事業のうち労働者派遣事業以外の事業

無料職業紹介事業、移住支援事業、ワーキングホリデー事業

Ⅱ 労働者派遣計画

1 派遣労働者数等雇用見込み

	計	うち稼働率が0.8未満となる見込みの人数	うち一の派遣先における労働時間の割合の最大値が0.8を超える見込みの人数
派遣労働者として雇用することが見込まれる人数	6	0	0

2 指揮命令の系統

代表理事→事務局長（派遣元責任者。臨時の場合は職務代行者）→派遣労働者

3 派遣労働者の確保の見込み等

組合の職員となることに伴い、××市から移住する予定の者2名
 地域おこし協力隊として既に組合の地区を含む町内に居住している者2名
 既に組合の地区を含む町内に居住している者1名
 今後、募集をする予定の者1名

4 労働者派遣に関する事務所の平均的な料金・賃金及び派遣業務別の料金・賃金の額

		①平均的な1人1日（8時間）当たりの派遣料金	②平均的な1人1日（8時間）当たりの賃金
全派遣業務平均		8,500	10,500
職業分類番号	派遣業務内容		
46	農業	8,000	10,000
40	接客業	8,800	11,000
25	一般事務	9,600	12,000

5 予定している派遣先

氏名又は名称	所在地	主な事業内容、業務の内容及び派遣予定時期
〇〇 〇〇	△△県□□町○番×号	農業・稲の収穫、出荷・9月～12月
△△ □□	△△県□□町△番×号	農業・稲の収穫、出荷・9月～12月
農業法人 〇〇	△△県〇〇町△番△号	農業・農作業補助全般・通年
農業法人 △△	△△県〇〇町×番△号	農業・農作業補助全般・通年
NPO法人 ××	△△県〇〇町○番△号	コミュニティバスの運転・1月～3月
〇〇町漁業協同組合	△△県〇〇町△番△号	漁業者支援業務・6月～10月
社会福祉法人 △×会	△△県〇〇町×番△号	介護・介護補助・通年
社会福祉法人 □〇会	△△県□□町○番×号	介護・介護補助・通年
株式会社 ホテル〇〇	△△県□□町△番×号	ホテル業・接客業務（フロント）・4月～8月
株式会社 ホテル□□	△△県〇〇町○番△号	ホテル業・接客業務（フロント）・4月～8月

他1社

6 労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

		教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別 1 座学 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 教育機関・4 その他	1人当たりの平均実施時間
		教育の内容			
①	3	作業手順訓練	2	1	1
②	5	腰痛防止教育	1	1	1
③	6	整理・整頓・清掃・清潔訓練	1	2	2
④	7	危険予知訓練	1	2	2
⑤	8	災害防止訓練	1	2	2

7 その他の教育訓練（6及び様式第2号－2に係るものを除く）

	訓練の内容	訓練の方法の別 1 OJT 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 訓練機関・4 その他	訓練費負担の別 1 無償（実費負担なし）・2 無償（実費負担あり）・3 有償	賃金支給の別 1 有給（無給部分なし）・2 有給（無給部分あり）・3 無給	1人当たりの平均実施時間
①	コンプライアンス研修	2	1	1	1	1
②						
③						

8 6及び7の教育訓練に用いる施設、設備等の概要、教育の実施責任者の役職・氏名

事業所内会議室 パソコン2台 プロジェクター1台 実施責任者：事務局長 〇〇 ××

キャリア形成支援制度に関する計画書

1 キャリアコンサルティングの担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者の兼任状況	キャリアコンサルティングに関する具体的な職務経験又はその有する知見
計	1	1		1	(具体的に記載すること)
キャリアコンサルタント				—	
上記以外の担当者	1	1		—	5年間の人事経験あり
営業職				—	
その他				—	

2 キャリアコンサルティング窓口

窓口の開設方法	キャリアコンサルティングを行う場所	備考
1 事務所内に設置・2 電話での相談窓口の設置・3 e-mailでの専用窓口の設置・4 専用WEBサイトの設置・5 その他	1 社内(本社、支社等を含む)の特定の場所・2 社内の不特定の場所・3 派遣先の特定の場所・4 派遣先の不特定の場所・5 社外・6 その他	
1	1	全ての職員を対象としている

3 キャリアコンサルティングに関するマニュアル等の有無

☒ 有 2 無

4 キャリアアップに資する教育訓練

	キャリアアップ措置の種別（1 入職時等基礎的訓練、2 職能別訓練、3 職種転換訓練、4 階層別訓練、5 その他の教育訓練）		対象となる派遣労働者の種別（1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社〇年目（階層別訓練の場合のみ選択のこと）・5 その他）			1人当たり年間平均実施時間				訓練の方法の別 1 OJT ・ 2 OFF-JT	訓練費負担の別 1 無償（実費負担なし）・ 2 無償（実費負担あり）・ 3 有償	賃金支給の別 1 有給（無給部分なし）・ 2 有給（無給部分あり）・ 3 無給
		具体的な教育訓練		具体的な対象労働者	人数	1年目	2年目	3年目	4年目以降			
①	1	新規採用者訓練	1	全派遣対象労働者	6	5	0	0	有	1	1	1
②	2	農業技能訓練	2	全派遣対象労働者	6	1	2	2	有	1	1	1
③	2	OA機器操作訓練	2	全派遣対象労働者	6	1	3	3	有	1	1	1
④	3	接客業務研修	2	全派遣対象労働者	6	0	3	2	有	2	1	1
⑤	4	リーダー就任研修	4	全派遣対象労働者	6	0	0	1	有	1	1	1
⑥	5	ビジネススキル研修	3	全派遣対象労働者	6	1	1	1	有	1	1	1
⑦												
⑧												
1人当たりの平均実施予定時間の合計（「訓練費負担の別」が「1 無償（実費負担なし）」であり、「賃金支給の別」が「1 有給（無給部分なし）」であるもののみ合計可。）						8	8	9	5			
「キャリアアップに資する教育訓練」実施にあたって支払う賃金額（1人1時間当たり平均）											1,313	
備考												

※ 1人当たりの平均実施予定時間が、年間概ね8時間に満たない場合、備考欄にその具体的な理由を記載すること

5 上記教育訓練が、キャリアアップに資すると考える理由

派遣労働者を採用後、役職、段階が上がるタイミングにおいて、キャリアパスに応じた上記教育訓練を設けており、職務遂行能力や専門的・総合的な能力を高め、派遣労働者のキャリアアップに資することを念頭に置いている。

派遣労働者への中長期的なキャリア形成を考慮に入れた教育訓練の実施	☒ 有 2 無	備考
----------------------------------	---	----

7 上記6の実施にあたってどのようなことを考慮しているのかを具体的に記載すること

長期的に派遣就業することを念頭に、段階的な能力取得を前提とした、中長期的なキャリア形成を考慮に入れた研修を別途提供することとしている。

※ 様式第2号の8欄と異なる場合のみ記載すること

9 教育訓練等の情報を管理した資料の保存期間が労働契約終了後3年間以上あること	☒ 有 2 無
---	---

10 備考

※都道府県記載欄

收支予算

年 月 日

対象期間 (年度)

年 月 日 から
年 月 日 まで

[illegible]

[illegible]

記載要領

- 1 対象期間には、対象年度、事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日を記載すること。なお、特定地域づくり事業協同組合の認定の申請又は認定の有効期間の更新の申請を行おうとする際は、事業開始を予定する日又は認定の有効期間の更新を予定する日を含む事業年度から3年間を対象期間とすること。
- 2 4欄及び5欄には、対象期間における法第10条に規定する特定地域づくり事業に係る収支見込みを円単位で記載すること。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

收支予算

2年 6月 4日

2年 7月 1日 から
4年 3月 31日 まで

対象期間（令和2年度から令和4年度）

(ふりがな)	まるばつじぎょうきょうどうくみあい							
1 名 称	〇×事業協同組合							
(ふりがな)	まるばつじぎょうきょうどうくみあい							
2 事 務 所 の 名 称	〇×事業協同組合							
3 事 務 所 の 所 在 地	〒(XXX-XXXX) △△県□□町×番○ (XXX) XXX-XXXX							
4 収入の部								
科 目	令和元年度予算	令和2年度予算	増減 (%)	令和3年度予算	増減 (%)	令和4年度予算	増減 (%)	概要(算定根拠など)
1 事業収入	-	〇〇	-	〇〇	-	〇〇	-	
労働者派遣事業等受託収入	-	〇〇	-	〇〇	-	〇〇	-	〇円/時×〇時間×〇日×9ヶ月×〇人
市町村等からの補助金	-	〇〇	-	〇〇	-	〇〇	-	
〇〇	-	〇〇	-	〇〇	-	〇〇	-	
2 賦課金等収入	-	〇〇	-	〇〇	-	〇〇	-	
賦課金収入	-	〇〇	-	〇〇	-	〇〇	-	
〇〇	-	〇〇	-	〇〇	-	〇〇	-	
3 事業外収入	-	〇〇	-	〇〇	-	〇〇	-	
事業外受取利息	-	〇〇	-	〇〇	-	〇〇	-	
雑収入	-	〇〇	-	〇〇	-	〇〇	-	
〇〇	-	〇〇	-	〇〇	-	〇〇	-	
収入合計	-	〇〇	-	〇〇	-	〇〇	-	

5 支出の部								
科 目	令和元年度予算	令和2年度予算	増減（％）	令和2年度予算	増減（％）	令和2年度予算	増減（％）	概要（算定根拠など）
1 事業費	-	××	-	××	-	××	-	
船料手当	-	××	-	××	-	××	-	時船○円×○時間×○日×9ヶ月×○人
法定福利費	-	××	-	××	-	××	-	船料手当○円×16%
福利厚生費	-	××	-	××	-	××	-	○○手当○円×9ヶ月×○人
退職共済掛金	-	××	-	××	-	××	-	○円×9ヶ月×○人
退職給付引当金繰り入れ	-	××	-	××	-	××	-	○円×9ヶ月×○人
○○	-	××	-	××	-	××	-	
2 管理費	-	××	-	××	-	××	-	
会議費	-	××	-	××	-	××	-	○円×9ヶ月
旅費交通費	-	××	-	××	-	××	-	○円×9ヶ月
印刷費	-	××	-	××	-	××	-	○円×9ヶ月
修繕費	-	××	-	××	-	××	-	○円×9ヶ月
水道光熱水費	-	××	-	××	-	××	-	○円×9ヶ月
減価償却費	-	××	-	××	-	××	-	○円×9ヶ月
雑費	-	××	-	××	-	××	-	○○委託費 等
○○	-	××	-	××	-	××	-	
支出合計	-	××	-	××	-	××	-	
備考								

記載要領

- 1 対象期間には、対象年度、事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日を記載すること。なお、特定地域づくり事業協同組合の認定の申請又は認定の有効期間の更新の申請を行おうとする際は、事業開始を予定する日又は認定の有効期間の更新を予定する日を含む事業年度から3年間を対象期間とすること。
- 2 4欄及び5欄には、対象期間における法第10条に規定する特定地域づくり事業に係る収支見込みを円単位で記載すること。
- 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

特定地域づくり事業協同組合の認定等に係る市町村の長の意見書

意見の対象となる事業 協同組合名		該事業協同組合 の代表者氏名	
該事業協同組合 の地区			
1 当該事業協同組合の地区について（法第3条第3項第1号関係） ・地域人口の急減に直面している地域であることについての判断 （人口減少率、高齢者比率、若年者比率、人口密度や地域の事業所数等） ・自然的経済的社会的条件からみた一体性についての判断 （地区の自然的経済的社会的条件の状況等） ・当該地区への支援の必要性についての判断 （地区の人口規模・人口密度・事業所数、条件不利性等） 2 当該事業協同組合の事業について（法第3条第3項第2号関係） ・事業計画の適正性についての判断 （派遣先の確保の見込み、派遣職員の確保の見込み、不適正な運用のおそれ（他の派遣元事業主との関係含む。）の有無、収支計画の適正性、利用料金の適正性、市町村等からの財政支援の見込み等） ・就業条件の配慮についての判断 （一定の給与水準の確保等） ・地域社会の維持及び地域経済の活性化についての判断 （派遣先の数・事業内容、地区外からの派遣職員の確保等） 3 当該事業協同組合の関係事業者団体、市町村等との連携協力体制について （法第3条第3項第4号関係） ・各関係事業者団体との連携協力体制についての判断 （当該事業協同組合の派遣先の確保、職員の住居及び良好な子育て環境の確保等に関する連携協力の意向及び内容等） ・市町村の区域内のシルバー人材センターとの連携協力体制についての判断 （当該事業協同組合の職員及び派遣先の確保等に関する連携協力の意向及び内容等） ・市町村との連携協力体制についての判断 （当該事業協同組合の派遣先の確保、職員の住居及び良好な子育て環境の確保等に関する連携協力の意向及び内容等） 4 その他			
事業協同組合の特定地域づくり事業協同組合の認定に係る意見は、上記のとおりです。 年 月 日 〇〇県××町 市 町 村 長			

記入例

特定地域づくり事業協同組合の認定等に係る市町村の長の意見書

意見の対象となる事業 協同組合名	×事業協同組合	当該事業協同組合 の代表者氏名	×× ××
当該事業協同組合 の地区	△△県□□町		
1 当該事業協同組合の地区について（法第3条第3項第1号関係） ・地域人口の急減に直面している地域であることについての判断 国勢調査の結果によると、昭和45年における人口は○人、平成27年における人口は×人であり、人口減少率は△％、高齢者比率は□％、若年者比率は○％である。また、人口密度は○人／㎢、地域の事業所数は●●から●●まで減少しており、地域人口の急減に直面している地域と認められる。 ・自然的経済的社会的条件からみた一体性についての判断 ×事業協同組合の地区の△△県□□町は、行政区域として一体であり、また、同一の経済圏に属していることから、地区の一体性が認められる。 ・当該地区への支援の必要性についての判断 国勢調査の結果によると、昭和45年における人口は○人、平成27年における人口は×人であり、人口減少率は△％である。平成27年の地区の人口密度は○人／㎢である。また、□年の調査によれば、地区内の事業所数は×である。これらの指標は、県内の様々な関連指標と比較して民間の自助努力のみでは人材の確保が困難であると認められる。 また、当該地区は山村振興法に基づく振興山村地域となっており、地域的な条件不利性が高い。 上記の通り、地区では人口の急減が見られ、地域的な条件不利性が高いことから、地域づくり人材の確保についての支援の必要性が高いと認められる。 2 当該事業協同組合の事業について（法第3条第3項第2号関係） ・事業計画の適正性についての判断 派遣先、派遣職員の確保については市町村の協力の下、確保の見通しが十分立てられている。事業内容について、不適正な運用は見られず、□□町の区域で労働者派遣事業を営む事業者を代表すると認められる有限会社〇から意見を聴取したところ、組合の認定に特に異議はないとのことであった。収支計画について、地区の平均的な賃金を踏まえた利用料金の設定となっており、市町村からの財政支援を併せて継続的な事業運営が行える収支計画となっている。 ・就業条件の配慮についての判断 職員の給与水準について、地区の平均的な賃金を踏まえた給与の水準となっている。 ・地域社会の維持及び地域経済の活性化についての判断			

当該組合は、派遣労働者を6名雇用し、地区内の11事業者に派遣を行う予定である。また、派遣労働者6名については、移住者2名、地域おこし協力隊の任期を満了した者2名を既に確保しており、定住者の増加につながっている。当該地区は地域づくり人材の確保が困難な地区であり、特定地域づくり事業によって、地域社会の維持及び地域経済の活性化に資するものと認められる。

3 当該事業協同組合の関係事業者団体、当該市町村等との連携協力体制について
(法第3条第3項第4号関係)

・各関係事業者団体との連携協力体制についての判断

関係事業者団体の〇〇商工会、△△観光協会、××農協、●●漁協、□□社会福祉協議会から意見を聴取したところ、いずれの団体も組合の事業に協力する意向を示している。具体的には、派遣先の情報提供等を積極的に行う連携協力体制が構築されている。

・市町村の区域内のシルバー人材センターとの連携協力体制についての判断

□□町の区域で業務を行うAシルバー人材センターから意見を聴取したところ、組合の事業に協力する意向を示している。具体的には、派遣先の情報提供等を積極的に行う連携協力体制が構築されている。

・市町村との連携協力体制についての判断

組合の地区が含まれる□□町及び〇〇町としては、組合の認定に異議はなく、財政支援のほか、移住者の人材確保、移住希望者への空き家のあっせん、放課後児童クラブの整備や事務局運営職員の兼務を通じた協力を行う予定である。

4 その他

〇×事業協同組合の特定地域づくり事業協同組合の認定に係る意見は、上記のとおりです。

2年6月8日

△△県□□町

○ ○ □ □

認定番号	
事務所枝番号	
認定年月日	年 月 日

特定地域づくり事業報告書（年度報告）

年 月 日

都 道 府 県 知 事 殿

提出者

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第11条第2項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

(ふりがな)		
1 名 称		
2 住 所	〒 () () -	
(ふりがな)		役 名
3 代表者の氏名		
(ふりがな)		
4 事務所の名称		
5 事務所の住所	〒 () () -	
6 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	～	
7 労働者派遣事業の売上高		
8 備考		

※都道府県記入欄

(1) 派遣労働者数等雇用実績（実人数）（報告対象期間末日現在）

	計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者	うち設備率が0.8未満の者	うち一の派遣先における労働時間の割合の最大値が0.8を超える者	通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	うち設備率が0.8未満の者	うち一の派遣先における労働時間の割合の最大値が0.8を超える者
全労働者数		-	-	-	-	-	-
派遣労働者数							

(2) 派遣先に関する事項

① 派遣先事業所数（実数）

② 労働者派遣契約の期間別件数（延べ件数）

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え4月以下のもの	4月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった

③ 主な派遣先（取引額上位10社）

氏名又は名称	所在地	主な事業内容、業務の内容及び派遣時期

(3) 派遣労働者の確保の状況

(4) 教育訓練（キャリアアップに資するものを除く）の実績

① 労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

		教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別 1 座学 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 教育機関・4 その他	受訓した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間
		教育の内容				
イ						
ロ						
ハ						
ニ						
ホ						

② その他の教育訓練（①及び（6）に係るものを除く）

		訓練の内容	訓練の方法の別 1 OJT 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 訓練機関・4 その他	訓練費負担の別 1 無償（実費負担なし）・2 無償（実費負担あり）・3 有償	賃金支給の別 1 有給（無給部分なし）・2 有給（無給部分あり）・3 無給	1人当たりの平均実施時間
イ							
ロ							
ハ							

様式第6号（第3面）

(5) 派遣料金及び派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）に関する事項
業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）

	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）	派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）	
		派遣労働者平均	協定対象派遣労働者
全業務平均 01～99の合計額／記載業務の合計数			
01 管理的公務員			
02 法人・団体役員			
03 法人・団体管理職員			
04 その他の管理的職業従事者			
05 研究者			
06 農林水産技術者			
07 製造技術者			
08			
09 建築・土木・測量技術者			
10 情報処理・通信技術者			
11 その他の技術者			
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師			
13 保健師、助産師、看護師			
14 医療技術者			
15 その他の保健医療従事者			
16 社会福祉専門職業従事者			
17 法務従事者			
18 経営・金融・保険専門職業従事者			
19 教員			
20 宗教家			
21 著述家、記者、編集者			
22 芸術家、デザイナー、写真家、映像撮影者			
23 音楽家、舞台芸術家			
24 その他の専門的職業従事者			
25 一般事務従事者			
26 会計事務従事者			
27 生産関連事務従事者			
28 営業・販売事務従事者			
29 外販事務従事者			
30 運輸・郵便事務従事者			
31 事務用機器操作員			
32 商品販売従事者			
33 販売類似職業従事者			
34 営業職業従事者			
35 家庭生活支援サービス職業従事者			
36 介護サービス職業従事者			
37 保健医療サービス職業従事者			
38 生活衛生サービス職業従事者			

	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）	派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）	
		派遣労働者平均	協定対象派遣労働者
39 飲食調理従事者			
40 接客・給仕職業従事者			
41 居住施設・ビル等管理人			
42 その他のサービス職業従事者			
43 ～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—
46 農従事者			
47 林従事者			
48 漁業従事者			
49 生産設備制御・監視従事者			
50			
51 機械組立設備制御・監視従事者			
52 製品製造・加工処理従事者			
53			
54 機械組立従事者			
55 機械整備・修理従事者			
56 製品検査従事者			
57			
58 機械検査従事者			
59 生産関連・生産類似作業従事者			
60 鉄道運転従事者			
61 自動車運転従事者			
62 船舶・航空機運転従事者			
63 その他の輸送従事者			
64 定置・建設機械運転従事者			
65 建設躯体工事従事者	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）			
67 電気工事従事者			
68 土木作業従事者	—	—	—
69 探掘従事者			
70 運搬従事者			
71 清掃従事者			
72 包装従事者			
99 分類不能の職業			

様式第5号（第4面）
（8）キャリアアップ措置の実績

① キャリア・コンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリア・コンサルティングに関する職務経験・知見の有無	
					職務経験有り	知見有り
計						
キャリア・コンサルタント				—	—	—
上記以外の担当者				—		
営業職				—		
その他				—		

② キャリア・コンサルティングの実施状況

全派遣労働者数	実施を希望した者の人数	実施した者の人数
計	計	計

③ キャリアアップに資する教育訓練（1 フルタイム、2 短時間勤務）

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				上段：実施時間の総計（受講者数×教育訓練1コマの時間（複数回実施の場合は、その合計））				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OJT 3 OJT（計画的なもの以外）	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償（実費負担なし） 2 無償（実費負担あり） 3 有償	資金支給の別 1 有給（無給部分なし） 2 有給（無給部分あり） 3 無給
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ロ 職能別訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ハ 職種転換訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ニ 階層別訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ホ その他の教育訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計（a）									1～3年目のaの合計（c）			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数（b）									1～3年目のbの合計（d）			
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間合計（a÷b）									1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間合計（c÷d）			
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った資金額（1人1時間当たり平均）												

様式第5号（第5面）

記載要領

第1面

- 1 第1面上方の提出者欄には、組合の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 6欄には、年度報告の報告対象期間である、事業年度の開始の日（事業を事業年度の途中で開始した場合にあっては、当該事業の開始の日）及び当該事業年度の終了の日（事業を事業年度の途中で終了した場合にあっては、当該事業の終了の日）を記載すること。
- 3 7欄については、決算後の金額を記載すること。

第2面

- 1 （1）欄の「派遣労働者数等雇用実績」には、報告対象期間の末日における派遣労働者の実人数を記載すること。
- 2 （1）欄の「通算雇用期間が1年以上の派遣労働者」とは、報告対象期間末日において通算雇用期間（実際に雇用された期間をいう。以下同じ。）が1年以上である派遣労働者を、「通算雇用期間が1年未満の派遣労働者」とは、報告対象期間末日において通算雇用期間が1年未満の派遣労働者をいうこと。
「うち稼働率が0.8未満の者」について、「稼働率」の計算方法は以下のとおりとする。
$$\frac{（当該派遣職員の派遣先における年間総労働時間－当該派遣職員の派遣先における年間総残業時間）}{\{（当該派遣職員の派遣先における年間総労働時間－当該派遣職員の派遣先における年間総残業時間）＋当該派遣職員の年間総休業時間\}}$$

「うちの派遣先における労働時間の割合の最大値が0.8を超える者」について、「一の派遣先における労働時間の割合の最大値」の計算方法は以下のとおりとする。
$$\frac{（当該派遣職員の一の派遣先における年間総労働時間から年間総残業時間を減じた数のうち最も大きい数）}{（当該派遣職員が1年を通じて就業した場合の就業規則等で定める年間の所定労働時間）}$$
- 3 （2）欄の①欄については、報告対象期間内に派遣先の事務所の実数を記載すること。
- 4 （2）欄の②欄については、報告対象期間内に締結した労働者派遣契約（個別契約）に係る派遣期間について、総件数（延べ件数）及び内訳としての期間別の件数を記載すること。なお、1つの労働者派遣契約において複数の派遣期間がある場合は、それぞれの期間別に計上した件数を記載すること。
- 5 （2）欄の③欄については、報告対象期間（第1面の7欄）内における主な派遣先のうち取引額上位10位までの氏名又は名称、所在地、主な事業内容、業務の内容及び派遣時期を記載すること。
- 6 （3）欄については、派遣労働者のうち、移住者の人数や、既に組合の地区内に居住していた者の人数などについて具体的に記載すること。
- 7 （4）欄中、選択肢として番号を提示している部分については、該当する番号を記載すること。
- 8 （4）欄については、①欄には「労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育」の報告対象期間内における実績を、②欄には一般教養としての訓練等の「その他の教育訓練」（安全衛生教育及び派遣労働者のキャリアアップに措置に関するもの以外の訓練）の報告対象期間内における実績を、それぞれ記載すること。
- 9 （4）欄の①欄及び②欄については、教育訓練コース単位で記載し、①欄には5コースまでを、②欄には3コースまでを記載すること。それ以上のコースがある場合は、別紙に記載すること。
- 10 （4）欄の①欄について、実施内容が労働安全衛生法第59条第1項の規定に該当する場合は、その内容に合致する労働安全衛生規則第35条第1項各号のうち該当号数に応じた1～8までの数字を、労働安全衛生法第59条第2項の規定に該当する場合は9を、同条第3項の規定に該当する場合は10を、その訓練の主な内容に応じて最大2つまで記載すること。
- 11 （4）欄の①欄について、「教育の内容」については、「4S（整理・整頓・清掃・清潔）運動」、「KY（危険予知）活動」、「ヒヤリハット事例の報告」等具体的に記載すること。
- 12 （4）欄の①欄及び②欄について、「1人当たりの平均実施時間」には、報告対象期間内に、各コースごとに派遣労働者が受講した1人当たりの平均実施時間数を記載すること。
- 13 （4）欄の②欄について、「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練をいうこと。
- 14 （4）欄の②欄について、「訓練費負担の別」において、「1 無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め訓練のすべてを無償で実施することを、「2 無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「3 有償」とは、これ以外をいうこと。
- 15 （4）欄の②欄について、「賃金支給の別」において、「1 有給（無給部分なし）」とは、用意したすべての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「2 有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「3 無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。

様式第5号（第6面）

第3面

- 16 （5）欄の「協定対象派遣労働者」には、厚生労働省職業安定局長の定めるところにより、労働者派遣法第30条の5に規定する協定対象派遣労働者の1人1日当たりの賃金を記載すること。
- 17 （5）欄については、報告対象期間内における、最新の日本標準職業分類（中分類）に基づく職種に基づき、該当する派遣労働者の区分及び従事した業務の種類別に応じた実績を所定の欄に記載すること。なお、「66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）」、「67 電気工事従事者」等については、一部派遣禁止業務も含まれていることに留意すること。また、「12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」等の医療従事者については、紹介予定派遣や産前産後休業の代替等の場合のみ派遣することが認められていることに留意すること。
- 18 （5）欄の「派遣料金」については、1人1日当たりの派遣料金（消費税を含む。）を記載し、報告対象期間内において派遣先から得た派遣料金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した1時間当たりの金額をもとに、8時間（1日）業務に従事したものとして算定すること（小数点以下は四捨五入）。「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。
- 19 （5）欄について、賃金（労働基準法第11条で定める給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払う全てのものをいう。）は、1人1日当たりの賃金を記載し、報告対象期間（第1面の7欄）内において派遣労働者に支払った賃金の総額を派遣労働者が従事した総労働時間数で除した1時間当たりの金額をもとに8時間（1日）業務に従事したものとして算定すること（小数点以下は四捨五入）。なお、「全業務平均」には、各業務の単純平均額を記載すること（小数点以下は四捨五入）。

第4面

- 20 （6）キャリアアップ措置の実績については、報告対象期間内において労働者派遣法で求められるキャリアアップ措置の要件を満たしているものを記載すること。その上で、事業主が独自に実施したキャリアアップ措置についても追加的に記載してもよいこと。
- 21 （6）欄の①欄の「キャリア・コンサルタント」とは、厚生労働大臣又は厚生労働大臣が指定する者が行う試験の合格者をいうこと。
- 22 （6）欄の①欄の「うち派遣元責任者との兼任状況」欄は、キャリア・コンサルティングの窓口担当者の計の内数を記載すること。
- 23 （6）欄の①欄の「キャリア・コンサルティングに関する職務経験・知見の有る者」欄について、「職務経験有り」とは、過去において職務としてキャリア・コンサルティングの経験がある者、職業能力開発推進者に就任したことがある者、人事部門で3年以上の経験を積んでいる者等をいうこと。また、「知見のある者」とは、過去においてキャリア・コンサルティング等についての職務経験はないがその知識を有する者をいう。
- 24 （6）欄の②欄については、①欄の担当者が行うキャリア・コンサルティングを受けた実人数を記載すること。
- 25 （6）欄の③欄については、1年以上の雇用見込みのあるフルタイム勤務の者、1年以上の雇用見込みのある短時間勤務の者又は1年未満の雇用見込みである者ごとに別表にして記載すること。なお、「1 フルタイム（1年以上雇用見込み）」、「2 短時間勤務（1年以上雇用見込み）」のいずれかに該当する番号に○印を付けること。
- 26 （6）欄の③欄については、訓練の種類別に訓練コース単位で記載すること。記載欄以上のコースがある場合、別紙に記載すること。
- 27 （6）欄の③欄の「訓練の内容等」欄には、「係長・課長就任研修」、「〇〇語研修」等訓練が特定できるよう具体的に記載すること。
- 28 （6）欄の③欄の「対象となる派遣労働者」欄の上段については、該当する「種別」の番号を最大2つまで記載すること。この際、登録中の者は、キャリアアップに資する教育訓練の対象となる派遣労働者に含まれないことに留意すること。
- 「対象となる派遣労働者」欄の下段については、各年ごとの対象となる派遣労働者の実人数をそれぞれ記載すること。「対象となる派遣労働者」について、「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」は、受講済みとして扱い、「対象となる派遣労働者数」に算入しなくてもよいこと。

様式第5号（第7面）

- 29 （6）欄の③欄の「（上段）実施時間の総計」については、各受講者に対する教育訓練実施時間の各年の1年間の合計（受講者数×教育訓練1コマの時間（複数回実施の場合は、その合計））を記載すること。対象となる派遣労働者に対して、ある訓練を1年目、2年目とそれぞれ段階ごとに行う場合は、1つの同じコースの中で、それぞれの年数の欄に記載すること。また、同一の派遣労働者に行う訓練であっても、2年目以降は1年目とは異なるコースに位置づける訓練等の場合は、2つ以上の異なるコースとして、それぞれの年数に応じた欄に記載すること。
- おって、28の「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」を受講済みとした訓練については、当該者は実際には訓練を受講していないので、「（上段）実施時間の総計」に算入することはできないものであること。
- 「（下段）受講者の実人数」欄には、各年ごとの受講者の実人数を記載すること。各年に同一の訓練を複数回受講した者は、同年内に重複計上しないこと（例えば、1年目と2年目に同一の訓練を複数回受講した者は、それぞれの年数の欄に1人ずつ計上すること）。
- 30 （6）欄の③欄の「OJT」とは業務の遂行の過程内において行う教育訓練を、「OFF-JT」とはそれ以外の教育訓練のことをいうこと。キャリアアップに資する教育訓練としてOJTを実施するに当たっては、派遣先と事前に調整等を行った上で計画的なOJTを実施しなければならないことに留意すること。
- 31 （6）欄の③欄の「訓練費負担の別」において、「1 無償（実費負担なし）」とは、テキスト代等を含め教育訓練の全てを無償で実施することを、「2 無償（実費負担あり）」とは、テキスト代や材料費等の実費負担があるが原則として無償で実施することを、「3 有償」とは、これ以外をいうこと。
- 32 （6）欄の③の「賃金支給の別」において、「1 有給（無給部分なし）」とは、用意した全ての教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「2 有給（無給部分あり）」とは、自主的に実施する教育訓練については無給とする場合があるが原則として教育訓練の実施に当たって給与を支払う場合を、「3 無給」とは、教育訓練の実施時に給与を支払わない場合をいうこと。
- 33 （6）欄の③欄の「厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間」については、「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計」を「各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数」で除して算出された数字を記載すること。また、合計する各年ごとの訓練実施時間は、「訓練の方法の別」が「1 計画的なOJT」又は「2 OFF-JT」、「訓練費負担の別」が「1 無償（実費負担なし）」、「賃金支給の別」が「1 有給（無給部分なし）」である等、法で定めるキャリアアップに関する要件を満たすもの（厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練）のみを合計したものであること。なお、フルタイム勤務の者であって1年以上の雇用見込みのあるものについては、1年で概ね8時間以上とすることとされていること。
- 34 （6）欄の③欄の「1～3年目のaの合計（c）」及び「1～3年目のbの合計（d）」については、それぞれ1年目から3年目までの値を合計した数字を記載すること。
- また、「1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間（ $c \div d$ ）」には、上述の（c）を（d）で除して算出された数字を記載すること。
- 35 （6）欄の③欄については、上記33を満たさないものであっても派遣労働者のキャリアアップに資すると事業主が実施したすべての訓練について記載すること。ただし、上記33を満たしていない場合、都道府県労働局による指導の対象となる可能性があることに留意すること。
- 36 （6）欄の③欄の「「キャリアアップに資する教育訓練」に支払った賃金額（1人1時間当たり平均）」については、キャリアアップに資する教育訓練時に支払った賃金の平均額を記載すること。

員外利用の実績（関係市町村等に労働者派遣事業を利用させた場合）

1 関係市町村等の利用分量

派遣先関係市町村等の名称	主な業務の内容	利用分量（時間） （労働時間の合計）
合計		①

2 1以外の組合員以外の者の利用分量

派遣先の氏名又は名称	主な業務の内容	利用分量（時間） （労働時間の合計）
合計		②

3 組合員による利用分量

利用分量（時間） （労働時間の合計）
③

4 利用分量の割合

組合員による利用分量の総額に対する組合員以外の者の利用分量	①+② / ③
組合員による利用分量の総額に対する組合員以外の者（関係市町村等除く）の利用分量	② / ③

様式第5号－2（第2面）

記載要領

- 1 この様式は、組合員以外の者のうち、法第19条の2第2項に規定する関係市町村等に法第18条第1項の規定による労働者派遣事業（以下単に「労働者派遣事業」という。）を利用させた場合に作成すること。なお、組合員以外の者（関係市町村等含む。）の利用分量の総額が、組合員の利用分量の総額の20/100を超えない場合には作成の必要はない。
- 2 1欄の「派遣先関係市町村等の名称」には、労働者派遣事業を利用した関係市町村等の名称を記載すること。
- 3 1欄の「主な業務の内容」には、組合の職員が労働者派遣事業により当該派遣先で従事した業務の内容を記載すること。
- 4 1欄の「利用分量（時間）（労働時間の合計）」には、組合の職員が労働者派遣事業により関係市町村等の業務に従事した労働時間（休憩時間は除く。）を記載すること。
- 5 2欄の「派遣先の氏名又は名称」には、労働者派遣事業を利用した組合員以外の者のうち、1欄の関係市町村等以外の者の氏名又は名称を記載すること。なお、派遣先事業者数が5者を超える場合には、利用分量が多い5者を記載し、それ以外の者は「その他」としてまとめて記載しても差し支えない。
- 6 2欄の「利用分量（時間）（労働時間の合計）」には、組合の職員が労働者派遣事業により組合員以外の者（1欄の関係市町村等を除く。）の業務に従事した労働時間（休憩時間は除く。）を記載すること。
- 7 3欄には、組合の職員が労働者派遣事業により組合員の業務に従事した労働時間（休憩時間は除く。）を記載すること。
- 8 4欄には、利用分量の割合を記載すること。なお、この割合が員外利用規制の緩和の範囲内であることを確認すること。

記入例

認定番号	××
事務所枝番号	1
認定年月日	2年 6月 20日

特定地域づくり事業報告書（年度報告）

3年 6月 28日

都道府県知事 殿

提出者 ○×事業協同組合
代表理事 ×× ××

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第11条第2項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

(ふりがな)	まるはつじきようきようどうくみあい	
1 名称	○×事業協同組合	
2 住所	〒(×××-××××) △△県□□町×番○ (×××) ×××-××××	
(ふりがな)	×× ××	役名
3 代表者の氏名	×× ××	代表理事
(ふりがな)	まるはつじきようきようどうくみあい	
4 事務所の名称	○×事業協同組合	
5 事務所の住所	〒(×××-××××) △△県□□町×番○ (×××) ×××-××××	
6 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	令 2年7月1日 ~ 令 3年3月31日	
7 労働者派遣事業の売上高	5,000,000	
8 備考		

※都道府県記入欄

(1) 派遣労働者数等雇用実績（実人数）（報告対象期間末日現在）

	計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者	うち設備率が0.8未満の者	うち一の派遣先における労働時間の割合の最大値が0.8を超える者	通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	うち設備率が0.8未満の者	うち一の派遣先における労働時間の割合の最大値が0.8を超える者
全労働者数	7	-	-	-	-	-	-
派遣労働者数	6	6	0	0	0	0	0

(2) 派遣先に関する事項

① 派遣先事業所数（実数）

6

② 労働者派遣契約の期間別件数（延べ件数）

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え4月以下のもの	4月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった
30	0	0	8	12	6	2	2	0	0	0

③ 主な派遣先（取引額上位10社）

氏名又は名称	所在地	主な事業内容、業務の内容及び派遣時期
〇〇 ××	△△県□□町○番×号	農業・稲の収穫、出荷・9月～12月
△△ □□	△△県□□町△番×号	農業・稲の収穫、出荷・9月～12月
農業法人 〇〇	△△県〇〇町△番△号	農業・農作業補助全般・通年
農業法人 △△	△△県〇〇町×番△号	農業・農作業補助全般・通年
NPO法人 ××	△△県〇〇町○番△号	コミュニティバスの運転・1月～3月
〇〇町漁業協同組合	△△県〇〇町△番△号	漁業者支援業務・6月～10月
社会福祉法人 △×会	△△県〇〇町×番△号	介護・介護補助・通年
社会福祉法人 □〇会	△△県□□町○番×号	介護・介護補助・通年
株式会社 ホテル〇〇	△△県□□町△番×号	ホテル業・接客業務（フロント）・4月～8月
株式会社 ホテル□□	△△県〇〇町○番△号	ホテル業・接客業務（フロント）・4月～8月

(3) 派遣労働者の確保の状況

移住者2名、地域おこし協力隊として既に組合の地区を含む町内に居住していた者2名、既に組合の地区を含む町内に居住していた者2名
--

(4) 教育訓練（キャリアアップに資するものを除く）の実績

① 労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

		教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別 1 座学 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 教育機関・4 その他	受訓した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間
		教育の内容				
イ	3	作業手順訓練	2	1	3	1
ロ	5	腰痛防止教育	1	1	3	1
ハ	6	整理・整頓・清掃・清拭訓練	1	2	3	2
ニ	7	危険予知訓練	1	2	3	2
ホ	8	災害防止訓練	1	2	3	2

労働安全衛生規則第35条第1項第5号から第7号までの教育は、全ての教育で実施する義務があるため必ず記載すること。

② その他の教育訓練（①及び（6）に係るものを除く）

訓練の内容	訓練の方法の別 1 OJT 2 OFF-JT	訓練の実施主体の別 1 事業主・2 派遣先・3 訓練機関・4 その他	訓練費負担の別 1 無償（実費負担なし）・2 無償（実費負担あり）・3 有償	賃金支給の別 1 有給（無給部分なし）・2 有給（無給部分あり）・3 無給	1人当たりの平均実施時間
イ コンプライアンス研修	2	1	1	1	1
ロ					
ハ					

様式第6号（第3面）

(5) 派遣料金及び派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）に関する事項
業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）

	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）		派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）	
		派遣労働者平均	協定対象派遣労働者	
全業務平均 01～99の合計額／記載業務の合計数	8,800	11,000	11,000	
01 管理的公務員	全業務平均は、兼列の金額の単純平均（小数点以下四捨五入）であること。			
02 法人・団体役員				
03 法人・団体管理職員				
04 その他の管理的職業従事者				
05 研究者				
06 農林水産技術者				
07 製造技術者	派遣料金については、以下の計算式により計算すること。 【計算式】 （派遣先から得た派遣料金の総額（消費税を含む）） ／派遣労働者の総労働時間）×8時間 （小数点以下四捨五入）			
08 建築・土木・測量技術者				
09 情報処理・通信技術者				
10 その他の技術者				
12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	派遣労働者の賃金については、以下の計算式により計算すること。 【計算式】 （派遣労働者の賃金の総額）／派遣労働者の総労働時間）×8時間 （小数点以下四捨五入）			
13 保健師、助産師、看護師				
14 医療技術者				
15 その他の保健医療従事者				
16 社会福祉専門職業従事者				
17 法務従事者				
18 経営・金融・保険専門職業従事者				
19 教員				
20 宗教家				
21 著述家、記者、編集者				
22 芸術家、デザイナー、写真家、映像撮影者				
23 音楽家、舞台芸術家				
24 その他の専門的職業従事者				
25 一般事務従事者	9,600	12,000	12,000	
26 会計事務従事者	月給や時給ではなく、1日8時間当たりの金額を記載すること。			
27 生産関連事務従事者				
28 営業・販売事務従事者				
29 外販事務従事者				
30 運輸・郵便事務従事者				
31 事務用機器操作員				
32 商品販売従事者				
33 販売類似職業従事者				
34 営業職業従事者				
35 施設生活支援サービス職業従事者				
36 介護サービス職業従事者				
37 保健医療サービス職業従事者				
38 生活衛生サービス職業従事者				

	派遣料金（1日（8時間当たり）の額）		派遣労働者の賃金（1日（8時間当たり）の額）	
		派遣労働者平均	協定対象派遣労働者	
39 飲食調理従事者				
40 接客・給仕職業従事者	8,800	11,000	11,000	
41 居住施設・ビル等管理人				
42 その他のサービス職業従事者				
43～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	
46 農業従事者	8,000	10,000	10,000	
47 林業従事者				
48 漁業従事者				
49 生産設備制御・監視従事者				
50 機械組立設備制御・監視従事者				
51 製品製造・加工処理従事者				
52 機械組立従事者				
53 機械整備・修理従事者				
54 製品検査従事者				
55 機械検査従事者				
56 生産関連・生産類似作業従事者				
57 鉄道運転従事者				
58 自動車運転従事者				
59 船舶・航空機運転従事者				
60 その他の輸送従事者				
61 定置・建設機械運転従事者				
62 建設躯体工事従事者	—	—	—	
63 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）				
64 電気工事従事者				
65 土木作業従事者	—	—	—	
66 探掘従事者				
67 運搬従事者				
68 清掃従事者				
69 包装従事者				
99 分類不詳の職業				

様式第5号（第4面）
(8) キャリアアップ措置の実績

① キャリア・コンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリア・コンサルティングに関する職務経験・知見の有無	
					職務経験有り	知見有り
計	1	1		1	1	
キャリア・コンサルタント	1	1		—	—	—
上記以外の担当者				—		
営業職				—		
その他				—		

② キャリア・コンサルティングの実施状況

全派遣労働者数	実施を希望した者の人数	実施した者の人数
計	計	計
6	6	6

1又は2のいずれかに該当する番号に○印を付け、それぞれ別票として作成すること。

③ キャリアアップに資する教育訓練（☒フルタイム、☐短時間勤務）

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				上段：実施時間の総計（受講者数×教育訓練1コマの時間（複数回実施の場合は、その合計））				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OJT 3 OJT（計画的なもの以外）	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償（実費負担なし） 2 無償（実費負担あり） 3 有償	資金支給の別 1 有給（無給部分なし） 2 有給（無給部分あり） 3 無給
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 新規採用者訓練	1 6		5時間×6人		30 6				1 備考	1	1	1
(ロ)	5時間								備考			
ロ 職能別訓練												
(イ) 農業技能訓練	2 6				8 6				1 備考	1	1	1
(ロ) OA機器操作訓練	2 6				8 6				1 備考	1	1	1
ハ 職種転換訓練	1時間											
(イ)									2 備考	1	1	1
(ロ)									備考			
ニ 階層別訓練												
(イ)									1 備考	1	1	1
(ロ)									備考			
ホ その他の教育訓練												
(イ) ビジネススキル研修	2 6				8 6				1 備考	1	1	1
(ロ)	1時間								備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)					48				1～3年目のaの合計 (c)			48
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)					6				1～3年目のbの合計 (d)			6
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間合計 (a÷b)					8				1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間合計 (c÷d)			8
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った資金額（1人1時間当たり平均）										1,500		

特定地域づくり事業収支決算書

年 月 日

都 道 府 県 知 事 殿

提出者

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第11条第2項の規定により下記のとおり収支決算書を提出します。

決算対象期間 年 月 日から
年 月 日まで

1 認 定 番 号			2 認 定 年 月 日	年 月 日	
(ふりがな)					
2 名 称					
(ふりがな)					
3 事 務 所 の 名 称					
4 事 務 所 の 所 在 地	〒 () () -				
5 資 産 等 の 状 況					
科 目	金 額 (円)			備 考	
現金・預金					
土地・建物					
その他					
資産額 (計)					
負債額 (計)					
6 収 支 の 状 況					
科 目	売上高 (円)	営業利益 (円)	経常利益 (円)	当期純利益 (円)	備 考
総事業					
労働者派遣事業					
その他の人材関連事業					
その他の事業					
備考					

様式第6号（裏面）

記載要領

- 1 表面上方の提出者欄には、組合の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 決算対象期間は、事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日を記載すること。
- 3 5欄及び6欄を記載する代わりに、貸借対照表及び損益計算書を添付することとしてもよいこと。ただし、セグメントごとの状況がわかるものが望ましいこと。
- 4 6欄を記載する場合、セグメントごとの売上高、営業利益、経常利益及び当期純利益を記入すること。ただし、その他の人材関連事業及びその他の事業については、売上高のみの記載でよいこと。
- 5 6欄を記載する場合において、労働者派遣事業又は人材関連事業等について各事業に係る収支の状況を決算上分離できないときは、分離して記載する必要はなく、「その他の人材関連事業」に記載すること。その場合、備考欄にその旨記載すること。
- 6 5欄及び6欄の記載又は貸借対照表及び損益計算書については、当該事業年度の決算手続を経ているものであること。
- 7 備考欄には、決算対象期間における当該組合への運営支援について、支援元ごとの額を記載すること。
- 8 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

特定地域づくり事業変更届出書

年 月 日

都道府県知事 殿

届出者

- 1 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（以下「法」という。）第5条第5項の規定により下記のとおり届け出ます。
- 2 届出者（役員を含む。）については、法第4条各号のいずれにも該当しないことを誓約します。
- 3 法第18条第2項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者については、同法第6条第1号、第2号及び第4号から第9号まで（法第18条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）のいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第29条の2第1号に規定する基準に適合すること並びに派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

記

1 認定番号	2 認定年月日	年 月 日
3 (ふりがな) 名称		
4 住所	〒 () () -	
5 (ふりがな) 代表者の氏名		
※		

様式第7号（第2面）

6 変更の内容					
変更に係る事項	変 更 後		変 更 前		変更年月日
(ふりがな) ① 名称					年 月 日
② 住 所	〒 () () -		〒 () () -		年 月 日
(ふりがな) ③ 代表者の氏名					年 月 日
④ 役員の氏名及び住所	(ふりがな)		(ふりがな)		年 月 日
	氏 名		氏 名		
	住 所		住 所		
(ふりがな) ⑤ 事務所の名称					年 月 日
⑥ 事務所の所在地	〒 () () -		〒 () () -		年 月 日
⑦ 地区					年 月 日
⑧ 職員を組合の地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲					年 月 日
⑨ 労働者派遣事業を行う事務所の新設					
イ 事業開始年月日			年 月 日		
(ふりがな) ロ 事務所の名称					
ハ 事務所の所在地	〒 () () -				
ニ 特定製造業務への労働者派遣の実施の有無			1 有 2 無		

様式第7号（第3面）

ホ 派遣元責任者の氏名、職名、住所等					
(ふりがな) 氏 名	職 名	住 所	製造業 業務専門	キャリア 担当者	備考

ヘ キャリアコンサルティングの担当者の氏名及び職名（ホと同じ者の場合は記載を要しない）

(ふりがな) 氏 名	職名	備考

※

⑩ 労働者派遣事業を行う事務所の廃止

イ (ふりがな) 事務所の名称	ロ 事務所の所在地	ハ 廃止年月日	ニ 事務所の廃止理由
	〒 () () -	年 月 日	

※

7 備 考

様式第7号（第4面）

記載要領

- 1 ※印欄には、記載しないこと。
- 2 第1面上方の届出者欄には、組合の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 3 3欄から5欄までには6欄の「変更前」の事項と同一の事項を記載すること。
- 4 特定地域づくり事業において、6欄の③又は④の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法
 - (1) 第1面上方の3の全文を抹消すること。
 - (2) 6欄には、変更に係る事項のみを記載すること。
- 5 特定地域づくり事業において、6欄の①、②、⑤、⑥、⑦又は⑧の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法
 - (1) 第1面上方2及び3の全文を抹消すること。
 - (2) 6欄には、変更に係る事項のみを記載すること。
- 6 特定地域づくり事業において、6欄の⑨の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法
 - (1) 第1面上方の2の全文を抹消すること。
 - (2) 6欄の⑨ニは、該当する数字を○で囲むこと。なお、「1 有」の場合には、製造業務専門派遣元責任者として選任する者について、6欄の⑨ホ「製造業務専門」欄に○印を記載すること。
 - (3) 法第18条第2項において適用する労働者派遣法第30条の2第2項に定める派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について、派遣元責任者を派遣労働者が利用する相談窓口において対応する者として選任する場合には、6欄の⑨ホの「キャリア担当者」欄に○印を記載すること。
 - (4) 法第18条第2項において適用する労働者派遣法第30条の2第2項に定める派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について、6欄の⑨ホの派遣元責任者以外の者を派遣労働者が利用する相談窓口において対応する者として選任する場合には、へに必要事項を記載すること。
 - (5) 7欄に、特定地域づくり事業を行う事務所の新設に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。
- 7 特定地域づくり事業において、6欄の⑩の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法
 - (1) 第1面上方2及び3の全文を抹消すること。
 - (2) 6欄の⑩ニには、事務所を廃止した理由を具体的に記載すること。
- 8 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律施行規則（令和2年総務省令第11号）第5条第1項ただし書きの規定により添付書類を省略する場合は、7欄にその旨を記載すること。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。

特定地域づくり事業廃止届出書

年 月 日

都 道 府 県 知 事 殿

届出者

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第8条の規定により下記のとおり届け出ます。

1 認 定 番 号 (ふりがな)	2 認 定 年 月 日		年 月 日	
3 名 称 (ふりがな)				
4 代表者の氏名 (ふりがな)				
5 事 務 所 の 名 称 (ふりがな)	6 事 務 所 の 所 在 地			
	〒 () ()	事務所枝番号		
		—		
	〒 () ()	事務所枝番号		
		—		
	〒 () ()	事務所枝番号		
		—		
	〒 () ()	事務所枝番号		
		—		
7 廃 止 予 定 年 月 日	年 月 日			
備 考				

記載要領

- 1 届出者欄には、組合の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 5欄及び6欄には、事業を廃止しようとする全ての事務所の名称及び所在地を記載すること。
- 3 備考欄には、事業を廃止しようとする理由を具体的に記載すること。

記 載 例 (派遣元責任者)

履 歴 書

ふりがな	△△ △△	性別 男
氏 名	△△ △△	
生年月日	昭和60年11月11日 (34歳)	
ふりがな	△△けん□□まち△ばん△ごう	
現住所	〒×××-×××× △△県□□町△番△号 電話×× (××××) ××××	

私は、○×事業協同組合における派遣元責任者として、株式会社○○○社からの指揮命令を受けず、職務を全うすることを誓約します。

年	月	学歴・職歴等
平成 22年	3月	学 歴 ●●●大学経済学部 卒業 職 歴
22年	4月	株式会社 ○○○社 入社
25年	10月	営業部 主任拝命 (営業担当部下3名)
27年	3月	総務部 係長拝命 (労務管理担当部下12名)
令和 2年	5月	○×事業協同組合 事務局長拝命 株式会社○○○社総務部係長兼務
		「雇用管理の経験」がトータルで3年以上ありますか？他社での経験も合算できます。 欠格事由に該当する犯罪歴等を確認するため、賞罰の有無については、必ず記載してください。
		現在に至る 賞 罰 な し
		以 上

別団体からの出向者が派遣元責任者となる場合や、別組織の業務と派遣元責任者の業務を兼務する場合は、他の指揮命令によらず職務に専念する旨の誓約が必要です。

※ 履歴書の書式については任意であり、市販、自社書式を問いません。

⑨ 履歴書例

記 載 例 (役員等)

履 歴 書

ふりがな	×× ××	性別 男
氏 名	×× ××	
生年月日	昭和30年10月10日 (64歳)	
ふりがな	△△けん□□まち○ばん△ごう	
現住所	〒×××-×××× △△県□□町○番△号 電話×× (××××) ××××	

年	月	学歴・職歴等
昭和 55年	3月	学 歴 ●●●大学経済学部 卒業
55年	4月	職 歴 株式会社 ○○○社 入社
60年	9月	同社 一身上の都合により退社
60年	10月	求 職 活 動
60年	12月	株式会社 ▲▲▲社 入社
61年	1月	株式会社 △△△社 出向
平成 7年	4月	同社 営業課長 拝命
		株式会社 ▲▲▲社 復職
		営業部長 拝命
15年	7月	株式会社 ▲▲▲社 取締役就任 (非常勤)
令和 2年	5月	○×事業協同組合 代表理事 拝命 株式会社▲▲▲社取締役兼務
		現在に至る
		賞 罰 な し
		以 上

欠格事由に該当する犯罪歴等
を確認するため、賞罰の有無
については、必ず記載してく
ださい。

※ 履歴書の書式については任意であり、市販、自社書式を問いません。

⑩ 特定地域づくり事業協同組合認定証の例

(表面)

認定番号

認定年月日

年 月 日

特定地域づくり事業協同組合認定証

名称 ○×事業協同組合

住所 △△県□□町×番○

代表者 ×× ××

事務所の名称 ○×事業協同組合

事務所の所在地 △△県□□町×番○

地区 △△県□□町

事業 組合員のためにする地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業としての労働者派遣事業

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第3条第1項の認定を受けて特定地域づくり事業を行う者であることを証明する。

年 月 日

△ △ 県 知 事 ○ ○

(裏面)

年 月 日

特定地域づくり事業認定条件通知書

○×事業協同組合 殿

△△県知事 ○○ ××

年 月 日付け認定番号 の認定は、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第7条の規定に基づき、下記の理由により次の条件を付して行う。

(認定条件)

1

2

3

(1及び2の理由)

・・・

(3の理由)

・・・

⑪ 個人情報適正管理規程の例

- 1 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、□□□□係及び△△△△係とすることとする。個人情報取扱責任者は事務局長〇〇〇〇とすることとする。
- 2 派遣元責任者は、個人情報を取り扱う1に記載する事業所内の職員に対し、個人情報の取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、派遣元責任者は少なくとも3年に1回は派遣元責任者講習を受講し、個人情報の保護に関する事項等の知識・情報を得るよう努めることとする。
- 3 1の個人情報取扱責任者は、派遣労働者等から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うこととする。更にこれに基づく訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があった場合は、当該請求の内容が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うこととする。
また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱いについて、派遣元責任者は派遣労働者等への周知に努めることとする。
- 4 派遣労働者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。
なお、個人情報に係る苦情処理担当者は派遣元責任者◇◇◇◇とすることとする。
〇×事業協同組合

⑫ 派遣労働者のキャリア形成を念頭においた派遣先の提供のための事務手引、マニュアルのモデル例

1 派遣労働者対応

1-1 派遣労働者に対する相談

- 派遣労働者との相談はプライバシーに配慮する。
- 派遣労働者からは将来どのようなキャリアを歩みたいのかの希望を聴取する。
- 派遣労働者に対し、これまでの経歴を踏まえたキャリアパスの選択肢を示す。
- 派遣労働者の希望や経歴を踏まえた選択肢に係る派遣労働の多寡等の労働市場の動向についても情報提供する。

1-2 派遣労働者への紹介

- 希望する条件に合致する派遣労働があったときは派遣労働者に提示する。
- その際、可能なかぎり派遣労働者のキャリア形成に資する派遣労働から提示するように努める。

2 派遣先対応

2-1 派遣先の開拓

- 派遣先の開拓にあたっては、従来からの顧客については定期的に訪問して派遣受入希望の有無を確認するほか、新規顧客の開拓も積極的に行う。
- 開拓にあたっては、当社に所属する派遣労働者の特徴及び成果についてアピールする。

2-2 派遣受入希望の受付

- 派遣受入希望の受付にあたっては、その内容が真実であること、法令違反がないことについて予め確認を行う。

2-3 派遣受入条件の見直し

- 派遣受入条件に見合った派遣労働が極めて少ない状況である場合には、派遣受入条件の見直し等について相談を行うこと

○×事業協同組合

⑬ 派遣労働者のキャリアの形成の支援に関する規程（就業規則に掲載する文例。）
「教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うこととする。」

⑭ 派遣労働者の解雇に関する規程（就業規則に掲載する文例。）

「派遣労働者を派遣契約の終了のみを理由として解雇することはない。」

⑮ 派遣労働者に対する休業手当に関する規程（就業規則に掲載する文例。）

「労働契約期間内に派遣契約が終了した者について、次の派遣先が見つけれない等、使用者の責めに帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払う。」

V 参考条文

労働者派遣法読替表（法第18条第2項関係）

中小企業等協同組合法読替表（法第19条の2関係）

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律 読替表（読替部分のみ抜粋） ※一重傍線部分は読替部分

読替前（令和7年6月1日施行）	人口急減地域特定地域づくり推進法による読替後
第二節 事業の許可 （労働者派遣事業の許可） 第五条 <u>労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。</u> 2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した<u>申請書</u>を厚生労働大臣に提出しなければならない。 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 法人にあつては、その役員の氏名及び住所 三 労働者派遣事業を行う事業所の名称及び所在地 四 第三十六条の規定により選任する派遣元責任者の氏名及び住所 3 前項の申請書には、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。 4 前項の事業計画書には、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。 5 <u>厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。</u> （許可の欠格事由） 第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>前条第一項の許可を受けることができない。</u> 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定その他労働に関する法律の規定（次号に規定する規定を除く。）であつて政令で定めるもの若し	第五条 <u>【適用除外】</u> 2 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第六十四号）第十八条第一項の規定により届け出て<u>労働者派遣事業を行おうとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。</u> 一～四 （同左） 3 前項の届出書には、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。 4 （同左） 5 <u>【適用除外】</u> 第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、<u>新たに労働者派遣事業の事業所を設けて当該労働者派遣事業を行つてはならない。</u> 一～四 （同左）

くは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、若しくは刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七十三条の二第一項の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十六条、第百五十九条若しくは第百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百二条、第百三条の二若しくは第百四条第一項（同法第百二条又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

三 心身の故障により労働者派遣事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

五 第十四条第一項（第一号を除く。）の規定により労働者派遣事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

六 第十四条第一項の規定により労働者派遣事業の許可を取り消された者が法人である場合（同項第一号の規定により許可を取り消された場合については、当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締

五 第十四条第一項（第一号を除く。）の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられ、当該命令の日から起算して五年を経過しない者

六 特定地域づくり事業協同組合が第十四条第一項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられた場合（同項第一号の規定により廃止を命じられた場合については、当該特定地域づくり事業協同組合が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。）において、当該命令の処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該特定地域づくり事業協同組合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相

役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）であつた者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

七 第十四条第一項の規定による労働者派遣事業の許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十三条第一項の規定による労働者派遣事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

八 前号に規定する期間内に第十三条第一項の規定による労働者派遣事業の廃止の届出をした者が法人である場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この条において「暴力団員等」という。）

十 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

十一 法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十二 暴力団員等がその事業活動を支配する者

十三 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

（許可の基準等）

第七条 厚生労働大臣は、第五条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

一 当該事業が専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われるもの（雇用の機会の確保が特に困難であると認められる労働者

談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）であつた者で、当該命令の日から起算して五年を経過しないもの

七 第十四条第一項の規定による労働者派遣事業の廃止の命令の処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第十三条第一項の規定による労働者派遣事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

八 特定地域づくり事業協同組合が、前号に規定する期間内に第十三条第一項の規定による労働者派遣事業の廃止の届出をした場合において、同号の通知の日前六十日以内に当該特定地域づくり事業協同組合（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の役員であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

九～十三 （同左）

第七条 【適用除外】

の雇用の継続等を図るために必要であると認められる場合として厚生労働省令で定める場合において行われるものを除く。)でないこと。

二 申請者が、当該事業の派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足る能力を有するものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

三 個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を適正に管理し、及び派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。

四 前二号に掲げるもののほか、申請者が、当該事業を的確に遂行するに足る能力を有するものであること。

2 厚生労働大臣は、第五条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、理由を示してその旨を当該申請者に通知しなければならない。

（許可証）

第八条 厚生労働大臣は、第五条第一項の許可をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

2 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を、労働者派遣事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

3 許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、又は当該許可証が滅失したときは、速やかにその旨を厚生労働大臣に届け出て、許可証の再交付を受けなければならない。

（許可の条件）

第九条 第五条第一項の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該許可の趣旨に照らして、又は当該許可に係る事項の確実な実施を図るために必要な最小限度のものに限り、かつ、当該許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

（許可の有効期間等）

第八条 【適用除外】

2 第五条第二項の規定による届出書を提出した者は、当該届出書を提出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類を、労働者派遣事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があつたときは提示しなければならない。

3 【適用除外】

第九条 【適用除外】

第十条 第五条第一項の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とする。

2 前項に規定する許可の有効期間（当該許可の有効期間についてこの項の規定により更新を受けたときにあつては、当該更新を受けた許可の有効期間）の満了後引き続き当該許可に係る労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、許可の有効期間の更新を受けなければならない。

3 厚生労働大臣は、前項に規定する許可の有効期間の更新の申請があつた場合において、当該申請が第七条第一項各号に掲げる基準に適合していないと認めるときは、当該許可の有効期間の更新をしてはならない。

4 第二項の規定によりその更新を受けた場合における第五条第一項の許可の有効期間は、当該更新前の許可の有効期間が満了する日の翌日から起算して五年とする。

5 第五条第二項から第四項まで、第六条（第五号から第八号までを除く。）及び第七条第二項の規定は、第二項に規定する許可の有効期間の更新について準用する。

（変更の届出）

第十一条 派遣元事業主は、第五条第二項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が労働者派遣事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

2 第五条第四項の規定は、前項の事業計画書について準用する。

3 厚生労働大臣は、第一項の規定により労働者派遣事業を行う事業所の新設に係る変更の届出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該新設に係る事業所の数に応じ、許可証を交付しなければならない。

4 派遣元事業主は、第一項の規定による届出をする場合において、当該届出に係る事項が許可証の記載事項に該当するときは、厚生労働省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならない。

（事業の廃止）

第十三条 派遣元事業主は、当該労働者派遣事業を廃止したときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を厚生労働大臣に届け出なければ

第十条 【適用除外】

第十一条 1・2 （同左）

3 【適用除外】

4 【適用除外】

第十三条 （同左）

ばならない。

- 2 前項の規定による届出があつたときは、第五条第一項の許可は、その効力を失う。

(許可の取消し等)

第十四条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第六条各号（第五号から第八号までを除く。）のいずれかに該当しているとき。
- 二 この法律（第二十三条第三項、第二十三条の二、第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項及び次章第四節の規定を除く。）若しくは職業安定法の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- 三 第九条第一項の規定により付された許可の条件に違反したとき。
- 四 第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第二十三条第三項、第二十三条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反したとき。

- 2 厚生労働大臣は、派遣元事業主が前項第二号又は第三号に該当するときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

第三節 補則

(事業報告等)

第二十三条 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。

- 2 前項の事業報告書には、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の役務の

2 【適用除外】

第十四条 厚生労働大臣は、派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは労働者派遣事業の廃止を、当該労働者派遣事業（二以上の事業所を設けて労働者派遣事業を行う場合にあつては、各事業所ごとの労働者派遣事業。以下この項において同じ。）の開始の当時第六条第五号から第八号までのいずれかに該当するときは当該労働者派遣事業の廃止を、命ずることができる。

- 一・二 (同左)

三 【適用除外】

- 四 第四十八条第三項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反したとき。

- 2 (同左)

第二十三条 1・2 (同左)

提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額その他労働者派遣に関する事項を記載しなければならない。	
3 <u>派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、次条に規定する関係派遣先への派遣割合を厚生労働大臣に報告しなければならない。</u>	3 <u>【適用除外】</u>
4 派遣元事業主は、派遣労働者をこの法律の施行地外の地域に所在する事業所その他の施設において就業させるための労働者派遣（以下「海外派遣」という。）をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。	4・5 （同左）
5 派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る派遣労働者の数、労働者派遣の役務の提供を受けた者の数、労働者派遣に関する料金の額の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の額の平均額で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合、教育訓練に関する事項その他当該労働者派遣事業の業務に関しあらかじめ関係者に対して知らせることが適当であるものとして厚生労働省令で定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。 （派遣元事業主の関係派遣先に対する労働者派遣の制限）	
<u>第二十三条の二 派遣元事業主は、当該派遣元事業主の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある者その他の当該派遣元事業主と特殊の関係のある者として厚生労働省令で定める者（以下この条において「関係派遣先」という。）に労働者派遣をするときは、関係派遣先への派遣割合（一の事業年度における当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者の関係派遣先に係る派遣就業（労働者派遣に係る派遣労働者の就業をいう。以下同じ。）に係る総労働時間を、その事業年度における当該派遣元事業主が雇用する派遣労働者のすべての派遣就業に係る総労働時間で除して得た割合として厚生労働省令で定めるところにより算定した割合をいう。）が百分の八十以下となるようにしなければならない。</u>	<u>第二十三条の二 【適用除外】</u>
第三章 派遣労働者の保護等に関する措置 第一節 労働者派遣契約 （契約の内容等）	
第二十六条 労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めると	第二十六条 1・2 （同左）

ともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

・ 派遣労働者が従事する業務の内容

二 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地
その他派遣就業の場所並びに組織単位（労働者の配置の区分であつて、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配分に関して直接の権限を有するものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）

三 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項

四 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

五 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間

六 安全及び衛生に関する事項

七 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項

八 派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休業手当（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十六条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。第二十九条の二において同じ。）等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項

九 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあつては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

2 前項に定めるもののほか、派遣元事業主は、労働者派遣契約であつて海外派遣に係るものの締結に際しては、厚生労働省令で定めるところにより、当該海外派遣に係る役務の提供を受ける者が次に掲げる措置を講ずべき旨を定めなければならない。

一 第四十一条の派遣先責任者の選任

二 第四十二条第一項の派遣先管理台帳の作成、同項各号に掲げる事項の当

該台帳への記載及び同条第三項の厚生労働省令で定める条件に従った通知

三 その他厚生労働省令で定める当該派遣就業が適正に行われるため必要な措置

- 3 派遣元事業主は、第一項の規定により労働者派遣契約を締結するに当たっては、あらかじめ、当該契約の相手方に対し、第五条第一項の許可を受けている旨を明示しなければならない。
- 4 派遣元事業主から新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣（第四十条の二第一項各号のいずれかに該当するものを除く。次項において同じ。）の役務の提供を受けようとする者は、第一項の規定により当該労働者派遣契約を締結するに当たっては、あらかじめ、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣の役務の提供が開始される日以後当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする者の事業所その他派遣就業の場所の業務について同条第一項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。
- 5 派遣元事業主は、新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該者の事業所その他派遣就業の場所の業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。
- 6 労働者派遣（紹介予定派遣を除く。）の役務の提供を受けようとする者は、労働者派遣契約の締結に際し、当該労働者派遣契約に基づく労働者派遣に係る派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないように努めなければならない。
- 7 労働者派遣の役務の提供を受けようとする者は、第一項の規定により労働者派遣契約を締結するに当たっては、あらかじめ、派遣元事業主に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣に係る派遣労働者が従事する業務ごとに、比較対象労働者の賃金その他の待遇に関する情報その他の厚生労働省令で定める情報を提供しなければならない。
- 8 前項の「比較対象労働者」とは、当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする者に雇用される通常の労働者であつて、その業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（以下「職務の内容」という。）並びに当該職務の内容及び配置の変更の範囲が、当該労働者派遣に係る派遣労働者と同一であると見込まれるものその他の当該派遣労働者と待遇を比較すべき労働者として厚生労働省令で定めるものをいう。
- 9 派遣元事業主は、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から第七項の

- 3 派遣元事業主は、第一項の規定により労働者派遣契約を締結するに当たっては、あらかじめ、当該契約の相手方に対し、第五条第二項の規定により届出書を提出している旨を明示しなければならない。

4～11 （同左）

規定による情報の提供がないときは、当該者との間で、当該労働者派遣に係る派遣労働者が従事する業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

10 派遣先は、第七項の情報に変更があつたときは、遅滞なく、厚生労働省令で定めるところにより、派遣元事業主に対し、当該変更の内容に関する情報を提供しなければならない。

11 労働者派遣の役務の提供を受けようとする者及び派遣先は、当該労働者派遣に関する料金の額について、派遣元事業主が、第三十条の四第一項の協定に係る労働者派遣以外の労働者派遣にあつては第三十条の三の規定、同項の協定に係る労働者派遣にあつては同項第二号から第五号までに掲げる事項に関する協定の定めを遵守することができるものとなるように配慮しなければならない。

(指導及び助言等)

第四十八条 厚生労働大臣は、この法律（第三章第四節の規定を除く。第四十九条の三第一項、第五十条及び第五十一条第一項において同じ。）の施行に関し必要があると認めるときは、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、労働力需給の適正な調整を図るため、労働者派遣事業が専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われている場合（第七条第一項第一号の厚生労働省令で定める場合を除く。）において必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、当該労働者派遣事業の目的及び内容を変更するように勧告することができる。

3 厚生労働大臣は、第二十三条第三項、第二十三条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反した派遣元事業主に対し、第一項の規定による指導又は助言をした場合において、当該派遣元事業主がなお第二十三条第三項、第二十三条の二又は第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反したときは、当該派遣元事業主に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(手数料)

第五十四条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

・ 第五条第一項の許可を受けようとする者

第四十八条 (同左)

2 【適用除外】

3 厚生労働大臣は、第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反した派遣元事業主に対し、第一項の規定による指導又は助言をした場合において、当該派遣元事業主がなお第三十条第二項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定に違反したときは、当該派遣元事業主に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

第五十四条 【適用除外】

二 第八条第三項の規定による許可証の再交付を受けようとする者

三 第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けようとする者

四 第十一条第四項の規定による許可証の書換えを受けようとする者

第六章 罰則

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項又は第十五条の規定に違反した者

二 第五条第一項の許可を受けないで労働者派遣事業を行つた者

三 偽りその他不正の行為により第五条第一項の許可又は第十条第二項の規定による許可の有効期間の更新を受けた者

四 第十四条第二項の規定による処分に違反した者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第二項（第十条第五項において準用する場合を含む。）に規定する申請書又は第五条第三項（第十条第五項において準用する場合を含む。）に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

二 第十一条第一項、第十三条第一項若しくは第二十三条第四項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は第十一条第一項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

三 第三十四条、第三十五条の二、第三十五条の三、第三十六条、第三十七条、第四十一条又は第四十二条の規定に違反した者

四 第三十五条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

五 第五十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第五十一条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十九条 （同左）

一～三 （同左）

四 第十四条の規定による処分に違反した者

第六十一条 （同左）

一 第五条第二項に規定する届出書又は同条第三項に規定する書類に虚偽の記載をして提出した者

二～六 （同左）

読替前	人口急減地域特定地域づくり推進法による読替後
（事業協同組合及び事業協同小組合） 第九条の二 〔略〕 2 〔略〕 3 事業協同組合及び事業協同小組合は、組合員の利用に支障がない場合に限 り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年 度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における 組合員の利用分量の総額の<u>百分の二十</u>を超えてはならない。 4～15 〔略〕 第百十五条 次に掲げる場合には、組合又は中央会の発起人、役員又は清算人 は、二十万円以下の過料に処する。 一・二 〔略〕 三 <u>第九条の二第三項（第九条の九第五項又は第八項において準用する場合 を含む。）の規定に違反したとき。</u> 四～三十二 〔略〕 2 〔略〕	（事業協同組合及び事業協同小組合） 第九条の二 〔略〕 2 〔略〕 3 事業協同組合及び事業協同小組合は、組合員の利用に支障がない場合 に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただ し、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、そ の事業年度における組合員の利用分量の総額の<u>百分の五十を超えてはな らず、かつ、一事業年度における組合員以外の者（地域人口の急減に対 処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第 六十四号）第十九条の二第二項に規定する関係市町村等を除く。）の事 業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額 の百分の二十を超えてはならない。</u> 4～15 〔略〕 第百十五条 次に掲げる場合には、組合又は中央会の発起人、役員又は清 算人は、二十万円以下の過料に処する。 一・二 〔略〕 三 <u>地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関 する法律第十九条の二第一項の規定により読み替えて適用する第九 条の二第三項の規定に違反したとき。</u> 四～三十二 〔略〕 2 〔略〕